

令和2年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月11日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
16番	大西徳三郎		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	松井俊英		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

それでは会議を開きます。

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第1、一般質問を行います。

4番 寺町茂君の発言を許します。

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

皆さん、おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日9月9日、全国各地にありますアメダス等の気温測定で、初めて今年度夏以来35度を切ったということで、7月24日から続いておりました全国どこかの地域で猛暑日だったという記録が44日で切れたと。いずれにしても、44日間という1か月半にも及ぶ猛暑が昨日、一応一旦切れたと。さらに今年度は、岡山県の高梁市でしたか、過去最長となる24日間の猛暑日が続いたと。非常に記録づくめの夏でありました。

また、今日9月10日は東海豪雨からちょうど20年目に当たります。近年、非常に気候変動に伴い、豪雨等、台風の巨大化等、いろいろな災害が及んでおります。そんな背景を受けまして、市民の安全・安心な暮らしについて質問させていただきます。

昨年10月、長野県におきまして、千曲川が氾濫し非常に甚大な被害がありました。記憶に新しい今年の7月、熊本県を中心とする九州南部でも想定外の雨が降り、甚大な被害がありました。また、山形県においても最上川の氾濫によって、また甚大な被害がありました。

そして、当本巢市でも8月3日の早朝、たまたまテレビでニュースを見ておりましたら、本巢市南部で短時間記録的な大雨100ミリという字幕が出まして、近くやなあと思って聞いておりましたら、私どもの近くを流れておる政田川の油圧式の転倒堰がちょっと不具合で倒れずに脇から冠水したというようなことで、早速現場に駆けつけたような事例もございました。

非常にこういった雨で、昨今台風が巨大化して、先般台風10号、特別警戒に達するだろうというような台風も参りました。こういった中で市民の不安が募り、不安の声も届いております。また、今年度は新型ウイルスであるCOVID-19、こういった感染症の拡大で市民の中には、非常にこ

ういった中で有事の際どうなるんだろうというような声も聞こえております。

1つ目の質問に移りますが、根尾川の河床が土砂の堆積が進んでかなり高くなっておるような気がするというような声を、堤防を歩いていかれる市民の方、もしくは根尾川沿いの住民の方から時々聞こえる。これは何とかしなくてはいかんのではないかと、そんな御指摘までいただいております。私も川を歩くことが多いので見てまいります、明らかに自分が知っている以前の様子よりもここ数年の間はかなり河床がかさ上げしている、こんな現状がございます。

さらに、上流に行って砂防堰堤なるそういった土砂を食い止める施設を見てまいりますと、かなり満杯状態になって、こういった雨のときには砂防堰堤の満杯状態の上を通過して、土砂が下流に落ちてくるような現状も見られます。特に根尾川の状況を見ていますと、この数年、僅かな降雨でも非常に山の表面、赤土が流れ出たような赤茶色に濁ることが非常に数が多いです。つい先日も、水量は多くなかったんだけど、かなりひどい濁りがありました。これもやはり砂防堰堤が満杯になったことと関わりがあるのではないかと。堰堤で深みがあれば、そこに一旦たまると。土砂、濁りの原因はやはりシルトであったり砂礫ですので、そういったものを止める機能が少しでもあれば濁りの緩和にもなる。さらに濁りが早期に解消する手助けにもなる、そんなことを思うわけです。

そこで、こういった土砂の撤去、さらにできれば砂防の堰堤で、特に根尾川に流出が大きい堰堤などを側道の、工事時点で側道をつけてやっておりましたので、多分側道をつけて堆積土を撤去するようなことはできると私は思うのですが、そういった土砂の堆積土の除去、さらに堰堤においても、可能な限りそういったものを除去していただけたらと思うのですが、そういった計画は市としてはお考えなのか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、根尾川の堆積物の除去の計画についてお答えさせていただきます。

1級河川根尾川の堆積土砂の除去につきましては、河川管理者であります国土交通省木曾川上流河川事務所や岐阜土木事務所において、堆積土砂の状況を定期的に把握し、その撤去を行うなど適正な管理に努められていると認識しております。

特に根尾川上流部は、越美山系という急峻な地形のため、昨今の線状降水帯やゲリラ的豪雨がありますと、他の河川に比べ山から川へ土砂の流入が多く、土砂堆積箇所が所々で見受けられるようになってきたものと考えられております。

砂防堰堤につきましては、その働きに川底が削られるのを防ぎ、川の流れを遅くすることがございます。これは、土砂が堰堤にたまることによって川底がそれ以上に削られるのを防ぎ、川の勾配が緩くなり、川の流れを遅くします。川の流れが遅くなることで、急な水位の上昇を防ぎます。したがって、砂防堰堤に土砂が満杯状態となっても、堰堤の効果なくなるわけではございません。

一方、全体の状況を見て土砂を除去する必要もございます。土砂が出やすい谷筋が多くある根尾川上流部においては、本川に堰堤がある根尾宇津志地内で岐阜土木事務所が堆積土砂の除去の準備の計画を進めております。

昨年度に土砂除去のための車両等が進入できる管理用販路の用地買収が完了したと伺っております。市といたしましても、引き続き管理用販路の建設を行っていただき、一日も早く土砂除去が完了するように要望しております。

また、根尾川及びその谷筋についても全体の状況を見ていただきながら、適正な河川管理に努めていただくべく、河道内の堆積除去をお願いしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

順次計画的に事業がされるというふうなお話でございましたが、実際問題として、今朝もかなり根尾川は水量は少ないんでありましたが、かなり濁りがひどかったと。これは防災上の不安だけでなく、水が濁る、さらに堆積土がたまって河床材の直径が小さくなるということは、生態系にとっても非常に害があるし、ましてやそこに生息する魚を捕まえる漁業者にとっても非常に大きな問題点であろうかと思えます。

そういったことも踏まえて、砂利の取り方にしても、砂利を掘った中で従来からそこにあっただろう径の大きい石はまたランダムに戻すとか、いろいろ工事の工夫をしていくべきと、このように思います。さらに近年濁りが激しくなった、どの谷に特に谷抜けしたような様子があるのかということ把握するようなことを市としても行ってほしいし、県にも要望してほしいと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、2つ目に入りますが、かねてから危険頭首工と言われて改修が望まれていた山口頭首工でございますが、今年度から工事が始まるということで、第1期の入札が本年度あるというふうなお話を聞いておりますが、しかしながら地元の方々からは、初期段階に聞いた事業費三十数億円に比べて実際の事業費は8億円ほどに減らされたと。その減り方が4分の1まで減ったと。工事の工程を聞いてみると、水門部に当たるコンクリート構造物はもう更新しないで、現況のものをそのまま延命化するような工事をするというふうなことで、最近長野県で昨年、そして今年熊本県や山形県で起きたようなこういった豪雨に耐えられるかというふうな不安の声も届いておりますので、昨年の長野とか今年の熊本、山形のような事態が発生したときに耐えられるだけの強度があるのか、改修後の強度と安全性についてお伺いしたいと思えます。お願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、山口頭首工改修後の強度、安全性についてお答えします。

山口頭首工改修につきましては、令和元年度に農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）の事業実施地区として採択され、岐阜県が事業主体となり事業が推進されているところでございます。令和元年度には、詳細測量設計業務が実施され、今年度工事着手の予定でございます。今年度の工事概要としましては、取水ゲートと土砂吐ゲートの改修が計画されております。

山口頭首工は、平成26年度に岐阜県により実施された現況施設の健全度調査の結果、コンクリート構造物である取水樋門、土砂吐水門、固定堰それぞれのコンクリート強度は設計基準強度を満足しており健全であると判断されました。コンクリート強度が設計基準強度を満足していたため、全面的な解体及び新設の工法ではなく、延命化の工法が採用され、高強度コンクリートやパネル工法で補修することにより、補修後少なくとも30年以上の耐用年数が確保できるとお聞きしております。

また、取水ゲート6門、土砂吐ゲート2門につきましては耐用年数が経過しており、近年動作不良も見られましたので、開閉装置については動作をスムーズに行うことができる方式に改良され、材質はより耐久性のあるステンレス製のゲートに全て更新される計画でございます。

いずれにいたしましても、山口頭首工に係る設計につきましては、農林水産省の設計基準により設計・計画されたもので、現在の最新の設計基準に基づいて所要の強度を確保しており、強靱性及び安全性の確保とともに長寿命効果が発揮されるとお聞きしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

平成26年の時点で初めて現況調査が行われたと。取水樋門、土砂吐水門、固定堰等についてシュミットハンマーとあって、リバウンドを利用してコンクリートの強度を測定する。45か所においてプラスマイナス20くらいの誤差がございますので、ましてやたたく角度、もしくは重力の影響を受けますので1か所について20回から30回、こういったリバウンドで検査をしたということをお聞きしております。それによって基準強度をクリアしているというようなお話を聞いたんですが、そこに高強度のコンクリートの鋼板を貼り付けるような形なんですけれど、現況のコンクリート壁にそれがうまくなじむのかどうかというような心配をされている方もあるのですが、その点については再質問ですが、県のほうから何か聞いていらっしゃるがあればお答え願いたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたように、今回の設計につきましては農林水産省の設計基準に基づきまして設計、計画されておるということで、その中でも先ほど申しましたように、先ほど検査をした結果、コンクリート強度が設計基準強度を満足しておるということで、全面的な解体及び新設の工法では

なく、延命化の工法ということで、今議員がおっしゃられた高強度コンクリートパネル工法での補修ということでお聞きしておるといこととでございますので、よろしくお願ひいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

うまくそれが定着するのかどうか、ちょっと今分かりませんが、少なくとも市民に対して、これは安全なんだと公言できるような、そういった説明を県のほうからも求めていただきたいと思います。

もう一つ再質問いいですか。

先ほどの話の中で、8月3日政田川の油圧式のゲートが不具合があったと。どうしてそんなに増水したかという原因の一つに、山口頭首工のゲートを閉めるタイミングの問題があったというような話をお聞きしております。1つはこの政田川のゲートの補修の計画、さらに頭首工が改修されて瞬時に、ゲートについては更新されるということで全く俊敏性の高いよいものになるといことですが、早急に閉められたとして先般のような短時間の記録的な大雨が降った場合に、内水面の氾濫だけで昨今の政田川のような状態が起きないのか。多分シミュレーション等をしてみえると思ひますので、山口ゲートが閉まっているのに内水面で氾濫するようなことは考えられないのか、現段階のシミュレーションの結果をお聞きしたいと思ひます。お願ひします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（原 誠君）

ただいま議員の御質問の短時間の雨によりまして、8月3日の現象があったといこととございまして、私どもも今年に入りまして、こういった短時間の大雨が3回ほどあったと。その中で昨年岐阜県におきまして、危機管理水位計というのを政田川の下流部に設置していただきましたので、その水位計と先ほどの本巣市内の降雨量との因果関係を今年度初めて、そういった因果関係について調査を始めたところとございまして。先ほど言ひましたように、山口頭首工の開閉の具合と、それから短時間で雨が降った場合、その因果関係について、内水の氾濫が起すかどうかといことを今ちょっと研究をしているといこととございまして、これに基づきまして今後そういったもので解明ができましたら、そういったゲートの操作方法についても改善をしていくように、また山口頭首工を管理している井水組合、また転倒堰を管理している東更用水の組合など協議を加えながら進めていきたいというふうにお願ひしております。以上とございまして。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

では、3つ目の質問に入りますが、8月3日の早朝、先ほど申しましたように本巢市南部で時間100ミリという記録的な大雨が降りました。その時点で、油圧で可倒するゲートが不具合を生じた。これに起因してですが、たくさんのゲートが市内にあると思います。また、内水面の氾濫の原因となる一つに堆積土砂が増えていないかというようなことが考えられます。こういった河床の堆積土の状況、さらにそういったゲートの点検、こういったものは定期的に、しかも確実に行われているかと、もう一つ先ほど再質問しました政田川のゲートの今後の補修の予定についても併せてお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、河床状態、水門ゲートの定期的な点検についてお答えさせていただきます。

水門ゲートの管理者は、基本的には井水組合や用水の利用者である農業従事者などがありますが、防災を目的に電動化したゲートにつきましては、ゲート操作などの日常管理につきましては管理者により実施してもらっておりますが、ゲートの修繕などの機能的な管理につきましては当市で実施し、電気代も当市で負担しております。

8月3日の小弾正地内の転倒堰につきましては、転倒堰が倒せなかったため周辺が冠水するという事例が発生しましたが、今後こういったことがないように、水門ゲートの管理について、ゲート管理者の連絡網を更新し、ゲート管理者への適切なゲート管理の依頼、また緊急時のゲートの管理マニュアルを作成するなどソフト・ハードの両面から適正にゲートが管理できるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、河床状態の定期的な点検でございますが、河床のしゅんせつにつきましては、地元からの要望等があれば現地を確認し、必要と認められる場合には市においてしゅんせつを実施し適正に管理しております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

市民の中にはやはりハザードマップを見たときに、かなり市内の南部において冠水地域が大きい。非常に心配の声が上がっておりますので、最善の努力をしていただきたい。ましてや水門が不具合で冠水したというようなことになると、管理はどうなっているんやというような声も聞こえてきますので、こういったものの点検についても確実に実施していただきたいと思います。

もう一つ、先ほどの山口頭首工については、根尾川の曲がり角というか、水衝部に当たるのが頭首工よりも左岸側の少し上流にあると。頭首工からしばらく北に向かう上流側の左岸の堤防が脆弱であるというような声も市民から聞こえておりますので、こういったものの対策についてもぜひ県

のほうに要望していただきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして4番ですが、文部科学省から地域の避難所である学校の在り方、こんなことについて指針が示されておるわけですが、本市では昨年度、開設に係る訓練を早々に実施していただいたということで、非常にありがたく思っております。

ところが、今年度はそれにCOVID-19の感染というのが加わりまして、今までどおりのマニュアルではいけないというような状況で、昨日来避難所運営開設については幾つかの一般質問が出ておりますが、このマニュアルの変更、さらに具体的にどのような対策を取られているのか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、学校施設における避難所設営についての御質問についてお答えさせていただきます。

これまで、本市では本巣市避難所運営マニュアルを常備し、いつ起きるか分からない災害に備え、教育委員会職員と避難所となる小・中学校教職員とで内容を確認し、災害時の避難所開設に備えてきたところがございます。さらに、本年5月には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営となるよう、避難所運営マニュアルを改定いたしております。

この新たなマニュアルでは、避難所の運営に当たり、密閉、密集、密接の3密を避け、居住スペースを2メートル間隔とすることや、手指消毒やマスク着用の徹底を行うこととしているほか、避難所入り口の受付の前に、発熱や体調不良のある方を早期に発見できる事前受付を設置することにより、発熱や体調不良の方については、あらかじめ設けた専用スペースへ誘導するなどの対策を講じることとしております。

このマニュアルに基づき、7月には全ての学校において、新たなマニュアルに基づく対応訓練を教育委員会職員と学校教職員とで7日間にわたり開催を行い、さらに別の日には、本巣中学校では、大規模な避難所開設訓練を実施したところがございます。さらに8月30日の本巣市総合防災訓練では、市内4か所で全職員による避難所開設訓練を行い、コロナ禍における避難所開設を確認したところがございます。

訓練では、まず避難所開設職員が避難所を開場し、学校管理職とともに、防災倉庫の備蓄状況の点検、施設の使用計画など、実際の場所で手順や問題点などを確かめることができました。

さらに、資機材を充実させるため、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用し、段ボールによる間仕切りとベッドを100組購入したのに加え、避難所内で使用するファミリースペーステント50張りの購入を予定しておりますので、今後避難所において活用していきたいと考えております。

今後とも、地震や風水害などの大規模災害につきましても、いつ発生するかを予測することはできないことから、事前の努力により被害を最小化することに努めていきたいというふうに考えてお

ります。そのための防災教育や防災訓練について、引き続き充実したものとなるよう取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

開設に当たって入念な準備と訓練がされたということで、非常にありがたいと思っております。COVID-19の感染のおかげで、発熱のある方と体調の悪い方を動線を変えろというようなことでしたが、実際私も何回かそういった災害現場の避難所へ手助けに行ったことがございますが、COVID-19の感染前でも熱を出す方というのはたくさん見えます。急性のストレス性の障害やら、本当に単なるストレスによる発熱、基礎疾患を抱えてみえる方も同様して発熱される方が見えます。非常にたくさんの方が熱を出されて、その中でどの方がCOVID-19なのか、そういうのはなかなか分かりにくい。

さらに、避難所に来られるのは地域の方だけではございません。高速道路が開通し、長良糸貫も開通すれば、そこを通行している間に地震等が起きて立ち往生した人も見えます。ましてや淡墨桜の咲いている時期にたくさんの観光客が来られて、観光バス等が何台も立ち往生した場合には、当然一時的にはこの市で受け入れないといけな。となると、非常に大変な運営をしていかなければならないということも予測されるわけです。

まずもって、動線を変えろというのは非常にいいことですが、その後患者さんのトリアージをどうしていくのか。さらに、そうやって分けて別室に入ってもらったんですが、座ったまま亡くなる方、こんな方を私は実際見たことありますが、あまり最初の段階では程度はひどくないようだった、ここに座っておってくださいと言われた方が、2回目行ったときにはもう息がなかったということもございます。だから、トリアージした後のサーベイランスをどうしていくのかと、そんなことが非常に重要かと思いますが、そういったことに対する対応についてはどのようにお考えなのか、再質問したいと思います。お願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

今の発熱者をどういうふうに変別していくのかということと、それからその症状によつての変別をトリアージ等を使ってどういうふうにしていくのかということでございます。

避難所におきましては、それぞれ応急救護所も設置することとなっております。そこには、専門の看護師や医師が常駐するような形で今のところ予定しておりますので、そういった専門家によりましてトリアージ等を使って、緊急性が高い方については救急車等で医療機関のほうへ搬送するというのも含めて対応していくということで今のところ考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

まずは開設が非常に重要であると。開設した後は非常にいろんなことが起きます。避難所に来られる方は必ずしも被災した人ばかりとは限りません。ある朝起きたら、私の財布がないわと泣いている方も見える、もっとひどい場合には、夜中に娘が泣いているなんて方もざら。性的暴力を受けたというような、ましてや気が立っておりますのであちこちでけんかが起きたりします。非常に想定していなかったようなことがいっぱい起きます。そういった事象があるということも踏まえて、ぜひともマニュアル化をして、よりよい避難所の開設運営をしていただきたいと。

もう一つ、昨日小柿地域で避難所が全部、特に水害のときに水没する地域にあるというようなお話がございましたが、実は土貴野小学校区の根尾川沿いの北屋井、南屋井、小弾正、南出、これは一時避難所となる公民館の施設、さらに土貴野小学校も水没地域に入っております。当該の自治会で工場がたくさんございますので、工場とこういった場合に一時避難をさせてくださいという締結を結んでおります。こういった事例もあるというようなお話が昨日もあったんですが、ぜひともそういった地域に対しては、こういうこともやっているところがあるよというようなお話を、少しでもスムーズな避難ができるような体制にしてほしい。

もう一つ、COVID-19の場合には、紙コップとか紙皿、こういったものがある場合は、個々の使うものはできるだけ個々で持ってきてもらうようなことが必要になってきます。こういったことも市民に対して、事前に周知をしていただくとありがたいかと思えます。大変難しい問題ですが、ぜひとも市民の安全のために努力していただきたいと、そのように思います。

これはお願いとして、では、大きい2つ目の質問に入らせていただきます。

本市のシンボルたる生き物についてということで、本市の地形は非常に南北に長く、しかも越美山系という非常に急峻な、しかも高い山系を控えた非常に地形的にも多様に富んでおります。そういった地形のおかげで生息生物も非常に多様に富んでおります。国の天然記念物であるニホンカモシカがいますし、能郷白山一体の岩山の近くには鷲の仲間も見られます。伏流水もそういった山系のおかげで豊かでありまして、伏流水を好むハリヨも、さらに非常に希少な生物のすみかとなっております。その中で、本市はゲンジボタルをシンボリックな存在として、市章にもついておりますし、ほたる祭り等の開催もして非常に市の一つの観光資源として利用しております。

1つ目の質問ですが、毎年ゲンジボタルの発生についての調査が行われているわけですが、今年度は昨年度と比べて非常に激減が見られたというようなことを聞いております。蛍が発生する地域の住民には、蛍が減ったよ、何とかありませんかというような声も聞こえてきます。そんな声を受けて、井水を管理する組合長さんにちょっとお話を聞いたところ、昨日、多面的機能補助金、農業に関するお話がありましたが、井水の組合長のお話では、流域の集落、自治会で昨年までは多面的機能交付金を利用して総出で草刈りをしておられたが、今年度からやめたと。個人個人で自分の田がかり、田んぼ周辺の草刈りをされたり、人によっては土手に除草剤をまかれておるような状態が

あると。そんな管理がちょっと行き届かない状態が流域でできている。特に除草剤をまかれたところが何件もあるというようなお話を聞いております。

そんな話がある中で、取りあえず昨年度と今年度の調査結果の比較で、どのような現象が見られたのかお伺いしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えします。

定点観測地点での蛍の発光総数につきましては、蛍の保護活動に取り組まれておりますどろんこ探検隊により、毎年報告をいただいているところでございます。

どろんこ探検隊からいただいた報告書によりますと、糸貫地域の定点観測地点での令和2年度の蛍の発光総数は5,444回で、令和元年度の9,391回に対し、約40%減少しています。どろんこ探検隊の専門家からは、農地のけい草への除草剤散布が増えたことによる幼虫の死滅や、近年多発している大雨やゲリラ豪雨による河川の急激な増水による、蛍の卵や幼虫が流されてしまうことが、蛍が減少している主な要因であると聞いております。

本市においては、自然保護、観光事業発展のため、本巢市螢保護条例を制定し、保護区域での捕獲、生草の刈取り禁止など、市公式ホームページ等で広く周知を図っているところであります。蛍の保護活動につきましては、本巢中学校による毎年4月中旬の席田用水の清掃活動や、土貴野小学校、一色小学校、どろんこ探検隊により、蛍幼虫の生育と市内各所の増殖放流活動に取り組んでいただいております。

今後につきましても、蛍保護に関する規制や活動内容など、市公式ホームページや市内で開催されているイベント等で周知を図るとともに、本年7月に新たに産業経済課、生活環境課、建設課、社会教育課の職員による蛍保護活動推進ワーキングチームを立ち上げましたので、部局の垣根を越えて連携を図りながら、貴重な観光資源でございます蛍の保護に取り組んでまいりたいと考えております。

今後さらに減少傾向が続くようでありましたら、大学や研究機関等の専門家にアドバイスを求め、関係機関と連携しながら具体的な対応策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

今まで再三蛍について質問させていただいて、産業経済課、生活環境課、建設課、社会教育課、こういったものが連携する、連携するという返答を何回もいただいております、実際にはどこがどう動

いてくれるのか分からない状態でした。今年初めて蛍保護活動推進ワーキングチームというのを立ち上げていただけたということでございます。

1つは、主たる部署がどこかでないと動きが取れないような気がします。まず1つは主たる担当部署はどこになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど申しましたが、今まで蛍に関しましてはそれぞれ産業経済課、生活環境課、それから建設課、社会教育課と、蛍に関するそれぞれの課によりまして、そういった取組をしておるということでございますので、先ほど申しましたように、こういった部局の垣根を越えて連携を図って、今それぞれの担当課においてどういったことができるかということで進めておるということでございます。産業経済課につきましては、先ほど申しましたように自然保護、観光事業発展のために蛍保護条例を設けておりますので、これに関しては産業経済課が主体となって取り組んでおるということでございますので、よろしくお願いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ということは、産業経済課が声かけをして、こういったチームのリーダー的な役割を果たしていただけるということで理解していいですか。

○議長（鰐本規之君）

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

そのとおり解釈していただいて結構です。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

蛍に関しては、非常に今後も増えていくということはなかなか見通しが暗いです。ましてや昨日一般質問にもありましたが、ジャンボタニシの分布が徐々に北部地域まで来ていると。ジャンボタニシの駆除に当たって、非常に安易にネットとかでも手に入る駆除の薬剤がございます。当初は、非常に環境に負荷の大きいものもございましたが、近年徐々に環境負荷の小さいものが開発はされておりますが、ちょっと値段的にも高いということで、安易に環境負荷の大きいものを買われて田んぼにまかれると、これは水路等に当然流れ込んできます。非常に殺貝効果、貝を殺す効果が強い

ですので、蛍というのは御存じのようにカワニナという貝を食べて生きておりますので、当然蛍にも大きな影響が出ます。さらにほかの生物にとっても悪い影響がないわけではありません。

こういったことを考えると、まず1つにジャンボタニシの駆除について、できるだけ市から補助金等、もしくは市自体がやっていただくというような体制をつくっていかねばならない。最終的に蛍についても幾つかある水路の中で、蛍を保護するための水路を指定して管理していかなければならないというようなことを思いますが、これ3つ目いいですか、再質問。こういったことはお考えになられているかどうかをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（原 誠君）

この蛍につきましては、先ほど答弁させていただいていますように、こういった昨今の農地のけい草の除草剤散布ということも一つ要因があり、また先ほどもありました、昨日でもお答えしました多面的利用交付金の活動団体が減っていくというような中で、全体的に蛍の生息する場所が、環境的に生息する範囲が少なくなってきたということでございますので、なかなか私もこの市全域をこういった蛍保護をするということはなかなか難しいのかなということでもありますので、今後、先ほどもありますいろんな原因が考えられると思いますので、そういった蛍がこういった環境で生息ができるというようなことで、水路等も、除草剤とか草を刈った場合どうだとかというようなことがございますので、そういったものにつきましても、これからそういった実証実験ができる場所なりを観測しながら、今後そういった政策を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

いずれにしても、現状のままでは蛍に限らず、ほかの生物群にも非常に多様性が劣化しつつある傾向がありますので、ぜひとも有効な対策のために研究等を重ねていただいて、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

昨年度、本市の天然記念物に指定されておりますオヤニラミという魚。近年、県内では外来生物として駆除される方向性が強くなっている。そんな中、天然記念物としてこれを指定したままでいいのかというような御質問をさせていただきました。その後の動き、進捗状況をお聞きしたいと思います。

この根尾村のオヤニラミの天然記念物の指定に当たっては、非常に根尾中学校の生徒、当時の根尾村の役所の職員、さらに根尾村の村民たちが非常に尽力し、すばらしい研究レポートを提出して天然記念物に制定したというような経緯を聞いておりますので、そういった経緯を決して無駄にし

ないような形で対処ができたらと思っておりますが、その後の進捗状況等伺いしたいと思います。
お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、オヤニラミの今後の扱いについてという御質問についてのお答えをさせていただきます。

本巢市内の天然記念物につきましては、国指定天然記念物が根尾谷淡墨桜、それから特別天然記念物が根尾谷断層と根尾谷菊花石がございますが、市指定天然記念物といたしましては、現在樹木が24件、魚については今回御質問のオヤニラミ1件ということとなっております。

このオヤニラミは、平成4年に旧根尾村におきまして天然記念物に指定されていたことから、合併により本巢市の天然記念物として引き継がれ、現在に至っているところでございます。

旧根尾村におきましては、天然記念物に指定された経緯としましては、資料によりますと、当時の中学生が根尾村においてオヤニラミの生息を確認したことから始まり、当時から在来種か外来種かという議論はありましたが、非常に珍しいオヤニラミを発見した中学生の何としても保護してあげたいという熱意に行政が動き動かせ、天然記念物に指定したものと記載されております。

今回、議員御指摘のように、近年オヤニラミを外来種であるとして、生態系を守るために駆除活動を行っている例もあることから、現在根尾地域の池に生息しているオヤニラミが河川に流出しないよう、適切に保護するとともに、年1回の生態観察を行っているところでございます。

今後につきましては、当該オヤニラミが在来種か外来種かも含めまして、専門家への調査依頼を行うとともに、必要に応じて、天然記念物指定の見直しにつきまして、文化財保護審議会に諮問し、その答申に基づいて適切に対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

オヤニラミにつきましては、一応魚類学会のほうでも岐阜県におけるのは外来生物であるというようなことで、もうほぼ100%そういった考え方がされております。ただ、先ほども根尾中学校の生徒の非常に熱い熱意でこういう形にまで来たというようなことをお聞きしておりますので、そういった子供たちの当時の意思を尊重して、害を与えないという、このオヤニラミが天然記念物であろうが天然記念物を外しても、当然外来種であれば、外へ出ればそれなりに生態系への影響があるわけですから、現況のまま当池から外へ出ない、そして外部からの違法捕獲者が近寄り難いような体制で管理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。

午前9時57分 休憩

午前10時12分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいま議長が所用により退場されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

続いて、5番 河村志信君の発言を許します。

○5番（河村志信君）

思いが伝わらないといけませんので、マスクを外させていただいて質問いたします。

通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

今年の2月ぐらいより感染の拡大が始まりました新型コロナウイルスですが、いまだその実態は特定されず、感染の経路も不明な部分が多く、人々を不安に陥れています。空気の換気が十分でない密閉空間に多人数が密集した状態で、会話をしたり歌を歌ったり、それによって口からの飛沫が発生し、それがエアロゾルとなって、それが原因ではないかとも言われております。

現在、治療方法については、医療関係者の御努力により、かなり有効な治療が行われているとことで、死に至るケースは減少しているとの報道もされています。ワクチンの開発も世界的に進められ、近い将来にはワクチンの接種も実現という明るいニュースもありますが、まだまだ安心できる段階ではないと思っております。

しかし、現状の中では日々の生活や経済活動は続けていかなければなりません。フェイクと呼ばれる信用度の低い怪しげな情報も飛び交っています。そんな中で、市民の皆さんが安心・安全に普通に生活が送れるよう、行政に携わられる皆さんの御活躍に期待するものであります。最新の情報と的確な対応をよろしくお願ひしたいものでございます。

では、質問に入ります。

1番、本巢市における陸砂利採取について質問いたします。

本巢市山口より南部、根尾川から糸貫川へと名前を変え、何万年という歳月を経て堆積した砂利や土の層は肥沃な農地となり、米やタマネギや富有柿を育ててきました。そして、その砂利層は自然のろ過機能となって、安全でおいしい地下水を蓄え、本巢市民の上水道として、また個人の井戸水としても活用され、その恩恵を受けています。

その優良農地の地下に堆積した砂利は、建築材料としても活用され、陸砂利として採取されています。しかし、採取後に埋め戻される材や地下水脈の変化により、井戸水としての水質変化や水量の減などの危惧もされます。

本巢市が、おいしい地下水があるまち、井戸水が普通に飲めるまちというようなことも大事な財

産かと思っております。本巢市砂利採取事業に関する指導要綱、平成16年2月1日告示第67号が定められました。その第7条には、この告示の目的を達するため、市長が指定する区域においては砂利採取の事業等を行うことを禁止すると定められています。1つ、上水道の水源地の周囲500メートル以内の区域については禁止する。2番、公共施設、教育施設、老人福祉施設、児童福祉施設、公園等の敷地の周囲100メートル以内の区域は禁止する。3番、住宅の周囲50メートル以内の区域は禁止するとあります。

現在、本巢市曾井中島地内において行われている砂利採取において、指導要綱の禁止事項に当たる上水道の水源地より500メートル以内、350メートルの距離にて砂利採取事業が行われております。8月より始まっております。多くの市民が上水道を利用し、その恩恵を受けている上水道の安全確保という視点からも課題がある状況となっております。

質問に入ります。

1番、砂利採取の許可は、どのような流れで行われているのかお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員御質問の砂利採取の許可はどのような流れで行われているのかにつきまして回答させていただきます。

砂利採取計画の認可につきましては、県の商工労働部岐阜地域産業労働室で許認可事務を行っており、土地所有者と事業者の土地の貸借契約の締結後、認可に必要な採取計画、第三者による履行保証書、住民への周知及び隣地所有者並びに地元自治会の同意などの書類が整い、砂利採取法第36条第3項の規定に基づく市町村への通報を行う際に、市に意見を求め確認した後、農地の一時転用の許可と同時に認可され、採取する面積が3,000平米以上の場合には、岐阜県埋立等規制に関する条例の許可を受け、事業が開始されます。

本市では、土壌汚染その他公害及び災害を防止し、市民の安全や健康保持等を目的とした本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱を定め、市内で行われる砂利採取事業等について一定の基準を設け、砂利採取事業者及び土地所有者に協力を求めており、砂利採取事業を行うに当たり、土地所有者が砂利採取業者と土地の貸借契約を締結しようとするときには、指導要綱第8条の規定に基づき、事業の場所等を記載した砂利採取事業等計画届出書と、事業者が責務を果たせなかった場合には所有者が責任を負う内容の誓約書を市に提出いただいております。

市では、この届出に基づき適宜必要に応じ、本巢市砂利採取事業等対応委員会を開催し、砂利採取事業等計画等の実施予定地番から、近くに住宅や公共施設、水源地がある場合には、特に地域の状況を確認した上で、市としての対応の方針を確認し、協定内容及び認可申請に係る県に対する意見についての検討を行います。

また、市の対応方針等を踏まえまして、関係自治会とも併せて事業に対する地域での対策を協議

し、地域の環境保全等に係る法令や関係する要件を遵守するため、事業者と地元自治会と協定を締結するなど適切に事業が実施されるよう努めております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

国の法律である砂利採取法が優先されるということかと思えます。

再質問させていただきます。

砂利採取法とか市の指導要綱とか、一般市民には理解が難しく、その内容が多様であると。土地所有者や自治会より詳しい説明が欲しいという要望も聞こえております。そのような場合、行政よりそのような背景と申しましょうか、法律と申しましょうか、そういうものを土地の所有者であり自治会であり、要望があれば対応していただけるかを再質問させていただきます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、本市におきましては指導要綱に基づいて、先ほどの砂利採取を行う場合には砂利採取事業等計画届というのを提出していただくことになっておりますので、そういったものが提出されましたときに、先ほど申しました土地所有者につきましては、誓約書ということでございますので、そういった中身につきましてこういった相談等がございましたら、都市計画課のほうにおきまして、そういった土地所有者、または自治会からのそういった砂利採取があるというようなことにつきましての相談について、市としては相談に乗って対応しているという状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

また、そのようなケースがございましたら、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

質問の2番に入ります。

この砂利採取の指導要綱の禁止等に抵触、違反とまでは言えるかどうかあれですけど、する場合の市の対応はどのように考えられているかお尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、回答させていただきます。

市では、上水道の水源地の周囲500メートル以内、教育・老人施設等の公共施設の周囲100メートル、住宅の周囲50メートルにつきましては、本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱第7条の規定によりまして、砂利採取事業等を行うことを禁止する指定区域としてございます。

ただ、認可権者である県の砂利採取計画認可基準によれば、そうした禁止区域を規定しておらず、被害防止のための保安距離を確保する旨の規定はされておりますが、家屋等から10メートルを確保するということになっており、本市の基準数値とは大きく乖離している現状であります。

こうしたことにより、要綱で規定する指定区域内で事業者が砂利採取事業の実施を予定している場合には、事業者には指導要綱の内容を説明するとともに、市では砂利採取事業等を行うことを禁止していることを伝え、御理解と御協力をいただけるようお願いをしております。

また、砂利採取事業等対策委員会を開催し、市の対応方針及び自治会と協議する内容や対応についても検討し、事業者が認可申請する場合に備えております。

なお、事業者が認可申請を行い、認可権者である県からの意見照会があった場合には、指導要綱第7条に規定する指定区域内である旨の意見を付し、事業認可については慎重に取り扱っていただくよう求めています。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

次の質問に入ります。

指導要綱の第5条に、土地所有者は土壤の汚染その他の公害及び災害の発生を防止する責務を有するとあり、砂利採取事業者が既に存在しない場合は、適正な措置を講ずるよう努めなければならないとあります。その土地所有者の責務はどこまで及ぶものなのか、質問させていただきます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員御質問の土地所有者の責務について回答させていただきます。

本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱では、砂利採取事業者のみならず土地所有者に対しましても、土壤の汚染その他の公害及び災害の防止についての責務を求めています。砂利採取事業等計画届出書とともに提出いただいております誓約書において、事業者の責任能力がない、または不誠実により責務を果たさない場合には、所有者が責任を負うことを誓約いただいております。

仮に事業者が倒産し、保証事業者も存在しないケースを想定いたしますと、具体的には事業者が土壤汚染対策法等で定める環境基準に適合しない土砂で埋め戻した場合、その汚染原因である土砂

等の除去を土地所有者が行うこと、また、事業者が砂利を掘削したまま放置した場合には、土地所有者がその埋め戻しなどを行い農地へ復旧すること、そのほかにも、事業者が土砂を山積みしたまま放置した場合には、崩落等により隣地等に影響を及ぼさないよう防止するための対策を取ること及び実際に崩落が発生した場合には、土地所有者がその除去を行うこと等が考えられます。

このように、本来は事業者が負うべき責務を、土地所有者が負うこととなります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

そのような問題が発覚時、何らかの理由で砂利採取事業者が存在しない場合、土地の土砂の除去については土地所有者が責任を持って行うということだというふうにお聞きしました。その場合、かなりの費用負担が見込まれるのかなあと。数百万なのか数千万なのか、その辺は土地所有者と誓約書が交わされているということで安心はするものですが、現実問題、課題はあるのかなあと捉えます。

質問4に入ります。

指導要綱を確実に履行させるための見直し強化はできないのでしょうか。質問します。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問の、指導要綱を確実に履行させるための見直し強化はできないものかについて回答させていただきます。

本県市砂利採取事業に関する指導要綱が土壌汚染その他災害の防止と市民の安全、健康等の保持を目的としておりますことにつきましては、さきに述べたところでございます。

市では、水源地に近い場所や公共施設の周辺及び住宅に近接する場所において実施する砂利採取事業は、水質汚濁や騒音等の影響がある可能性が否めず、指導要綱により指定区域として定め、制限したいと考えております。

しかしながら、他県での事例ではございますが、認可権者である県が地下水の枯渇や水質汚濁のおそれがあることを、砂利採取法第19条に定める不認可理由に当たるとして不認可処分としたことに対し、事業者が公害紛争の迅速で適正な解決を図る国の機関である公害等調整委員会に取消しを求めた案件があります。その結果、県の不認可理由にはいずれも証拠がない、根拠がないため、不認可は違法な処分であるとして、不認可取消しの裁定がなされました。

こうした国による裁定があることから、砂利採取法では、懸念があるだけでは不十分であり、確実に影響があることが証明できない限りは認可されることとなります。

市としましては、砂利採取について、法的に認められているものであり、また認可権者である県の認可基準においても被害防止のための保安距離を住宅等から10メートルと規定していることから、法や認可基準を超えて現行の要綱を強化しましても実効性は乏しく、要綱の見直し強化を図ることについてはできないものと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

最後のできないものと考えていますということなので、ちょっと気落ちをしたというか、残念でございます。いろんな形で英知を絞り、すばらしい本巢のこの優良農地と呼ばれる水田を今後も維持していくためにも、よりまた御努力と申しましょうか、お願いしたいと思います。

2番の質問に入ります。

本巢市きれいなまちづくり条例について。これは同じく平成16年2月1日条例第113号として規定されております。住んでいるところがきれいなまち、雑草等もよく手入れがされ、ごみの散乱もなくすっきりとしているまちは気持ちがよく、訪れた方にもよい印象を与えます。そんな目的でこの条例が定められたのではないかと想像します。

本巢は田舎だと私は思っておりますが、田舎の魅力としてきれいな山や川、よく手入れのされた農地や道路があります。美しい風景の中で住めることは幸せであり、郷土の自慢にもなります。そんな土地であれば、若い方々も老人の方もずうっと住み続けたいと思うものです。

しかし、現状は厳しく、かつては地域の方が道路や用水の土手の整備をしたり草を刈ったり、所有する農地についても害虫の発生や雑草の種が飛ぶということも考えられますので、小まめに除草作業は行われてきたと記憶します。そのような昔からの農家の方のプライドと申しましょうか、こだわりがあった時代もありましたが、担い手、後継者のいなくなった、少なくなった現状においては、耕作地を担い手さん等に委託するようになりまして、農地の荒れとか人の住まなくなった空き地や空き家については雑草が繁茂し、定期的な除草作業もされず、荒れ放題となっている場面を多く見かけます。

ちょっと写真が小さくて申し訳ないですけど、これは席田用水の乙井樋門と言われる付近の写真でございます。上のほうは市のほうで除草がされ、非常にきれいなすっきりした状況になっております。下については、用水も何か隠れるほど雑草が覆いかぶさり、そこに植えられた桜並木はつるが絡まり枯死寸前というような、私個人としては非常に見苦しい状況かなあというふうに見ております。美観を損なう、景観を乱す、そんな荒れた感じのする土地に若い方々が住み続けたいと思うのでしょうか。市外からの訪問者、観光の方の目にもどう映るのでしょうか。このまちは見苦しい、寂れて活気がないと思われるのではないのでしょうか。

質問に入ります。

道路際等にごみがポイ捨てされたのを多く見かけます。ごみのポイ捨ての現状はどのようなもの

でしょうか。道路端、河川でバーベキュー等をされる方もあります。それから空き地の状況がございいます。本巢市には環境監視員の方が置かれているとお聞きしておりますが、その人数とか活動の内容はどのようなものかお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 久富和浩君。

○市民環境部長（久富和浩君）

ごみのポイ捨てにつきましては、環境監視員が本巢、糸貫、真正の南部地域と北部の根尾地域におきまして、火曜日、金曜日の週2回、午後1時から5時まで、不法投棄防止パトロールなどを兼ね、回収作業を行っております。1回のパトロールで軽トラック1車分のごみを回収してきております。また、粗大ごみなどの不法投棄物につきましては、生活環境課職員や環境監視員が回収し、処理業者に持ち込んでおり、令和元年度の職員の不法投棄回収の出動回数は131回で、混合物で1.3トン、タイヤ8本、家電4品目40台、金庫1台、廃油4缶、消火器18本となっております。

次に、環境監視員についてでございますが、現在、南部地域4人、北部地域2人の計6人を配置しております。活動内容につきましては、生活環境保全のための監視、生活環境保全についての指導及び啓発のほか、ポイ捨てごみの回収や、ストックヤード開設時の場内交通整理などに従事しております。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

不法投棄による出動が131回と、結構多いなあと感じます。量的にも1.3トンと、膨大な量だなあと思います。その処理が市民の税金で処理されていることは問題だなあと感じます。

現状に対して検証という言葉があります。これは、問題解決にはならないということでもあります。投棄される原因、場所ですね、見えにくい場所であったり捨てやすい場所であったりと、理由はあるかと思えます。道路の休憩場所等がございいます。そのところにはコンビニで買った弁当を食べたのか、何かを飲んだ後か、そのまま窓からぽいと捨てていくというのも多く見かけます。

このような不法投棄の現状に対して、去年よりは今年、今年よりは来年と、量を減らす対応、ゼロを目指すという方策はないものか再質問させていただきます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

市民環境部長 久富和浩君。

○市民環境部長（久富和浩君）

本市のごみの減量とかそういうものにつきましては、先ほど議員が申されました本巢市きれいなまちづくり条例に基づきまして、ごみの減量とか空き缶等のごみ、それから雑草等の繁茂の状況に

ついて規定をしておりますことから、こういったものにつきまして、市民の意識高揚とか醸成を図るためにホームページ等でごみの減量等について啓発周知しているところでございます。

[5番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

この問題は、全国的に見てもこれはという効果のある対応というのはなかなかやっぱり難しいというふうに私も理解しておりますが、これはアイデア次第、努力次第でやはり効果がある対応ができるのではないかなあと、甘いかもしれませんがそういう思いを持っておりますので、今後も御対応をお願いしたいなあとと思います。

質問の2に入ります。

雑草の繁茂の現状はどのようなものでしょうか。道路の路肩、用水路の土手、田んぼのあぜなどの農業用地や、国道、県道、市道など除草の管理状況は、またその除草の頻度は、その管理の不明な箇所も多く見られますが、いかがなものでしょうか。

市民の立場で申しますと、非常にその辺が分かりづらいというか、あその草が刈られていないけど、あれはどこの責任なのかというようなことが分かりづらいケースも多くあります。その辺も含めてお答え願えればありがたいです。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、道路の路肩や水路の土手など、雑草の繁茂状況及び国・県道、市道の管理状況についてお答えさせていただきます。

市が管理する道路除草につきましては、交通量の多い幹線道路の112路線、延長約66キロ、面積約15万平米や交差点付近、急勾配の河川ののり面など、地域での実施が困難な箇所の幹線道路を中心に除草作業を実施しており、業者やシルバー人材センターに委託し、草丈の状況から6月から10月にかけて、年1回から2回の作業を行っております。また、自治会からの要望や道路巡視を行い、車両通行に影響がある箇所や運転者から歩行者、交通安全施設等の視認性が確保できない場所など繁茂状況に応じて除草作業を行っております。

防草対策といたしましては、除草費用の縮減や除草作業に伴う交通規制の軽減を図ること、自治会からの要望や苦情内容の頻度などを考慮し、順次、張りコンクリートなどの対策を行っております。また、岐阜県が管理を行っている国・県道については、13路線で年1回程度の作業を行っております。

圃場整備により一体整備された道路や水路ののり面につきましては、農地の管理者、農業者が草刈りなどを行っていただいております。また、地域環境活動事業や多面的機能支払交付金事業等を活

用し、水路の土手や道路の路肩などを行っていただいている自治会や活動組織もございます。

しかし、農業者の高齢化や次世代の農業離れの影響もあり、農業形態が大幅に変わり、組織や個人で畦畔を管理していることから、道路の路肩や水路のり面の維持管理が行き届かず、雑草が繁茂している地域もございます。

今後は、県が取り組んでいるぎふ・ロード・プレーヤーを参考に、本市においても地域団体やボランティア団体、企業など、地域の除草などを自主的に実施することに御賛同いただける関係機関と今後の取組について協議を行いながら、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

本巣市が進めております市民協働などのボランティア団体や意識レベルの高い有志の方で団体を結成していただいて、本巣市は雑草の管理もよくコントロールされている、ごみも落ちていないきれいなまちだと言われるような形で持っていただければなあと要望をさせていただきます。

3番に入ります。

こちらは個人所有になりますが、空き地、空き家などの雑草の繁茂状況はいかがなものでしょうか。そういう苦情というのはどの程度入ってくるものなのかお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 久富和浩君。

○市民環境部長（久富和浩君）

市内の空き地、空き家などの雑草の繁茂状況につきましては把握はしておりませんが、令和元年度の空き地等の雑草繁茂に係る苦情は、本巣地域で8件、糸貫地域で10件、真正地域で10件、計28件でございます。

[5番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

いただいた数字で見ますと、それほど多くないかなあというふうに捉えますが、実態はあまりいい状況じゃないなあと思いつつも、知り合いの土地であったり、地域のいろいろ都合もありまして言えていないというようなことも聞こえてきます。これは要望ですが、各自治会単位での現状把握の調査とか、実態調査のほうをお願いできればなあと思います。要望としてお願いいたします。

最後の質問に入ります。

きれいなまちの条例には罰則規定がないと、これについて罰則規定を設ける考えはございません

か。実質、標語、掛け声だけではごみのポイ捨てはなくなるというのが現状です。より厳しい罰則規定を設けてはどうかという御提案です。

これは、一般的なのというか条例における罰則規定の例ですが、最大になるとは思いますが、地方自治法14条第3項の規定により、2年以内の懲役、禁錮、100万円以下の罰金、拘置、科料もしくは没収、以上は刑罰、または5万円以下の過料が課せられると、聞いただけでちょっとびびりますが、このくらいの厳しい規定があると現状は変わっていくんじゃないかと思っはいますが、その辺についてお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 久富和浩君。

○市民環境部長（久富和浩君）

この本巣市きれいなまちづくり条例の制定の目的は、きれいなまちづくりの推進のため、市民、事業者及び犬の飼い主等の一人一人が守らなければならない基本的なマナー等を再確認していただき、市民と市がお互いに責任を果たし、きれいなまちづくりの推進を図り、健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的としておりまして、市民等に対し罰則規定等による規制を設けるものではないと考えております。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

最後にいたしますが、今回取り上げました砂利採取問題にしろ、ごみや雑草の問題にしろ、末永く今の若い世代、20代、30代、40代の市民の方々が今後も本巣市に愛着を持って長く住み続けたいと思っはいただくことを最大の願ひとして今回この質問をさせていただきます。行政の職員の皆さんのますますの御活躍を御期待申し上げて質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。11時10分から再開しますのでよろしくお願ひします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

続ひて、6番 澤村均君の発言を許します。

○6番（澤村 均君）

2点ほど質問をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、近年の異常気象についてということで、かなり大きなテーマなんですけど、これは私たち人間にとって一番環境問題で大事な点だと思い、今回の一番最初の質問に充てました。

まず、本市の森林についてということで質問の題目を上げてあるわけですけど、まず初めに先週の台風9号、それに続いて10号が今週初めに日本を横切っていきました。近年にない規模、異常気象というのか、太平洋の海の温度が上がり巨大化している。こういう台風の巨大化、そして竜巻や雷、この辺ではゲリラ豪雨という異常とも思える何百ミリという雨が短期間に降る、そしてこの台風の間には体にも感じる地震も起きております。

こういう地球の変化にはついていけないような戸惑いを覚え、また恐怖にも感じます。この異常気象の原因にまず最初に上げられるのが、二酸化炭素の排出量が増加している、それによって温室効果ガスが発生し、地球の温度を上げている。そしてこの間の台風のように巨大化していく。この二酸化炭素は、今私たちのモータリゼーションの中で必ず皆さんが乗っている車の排気ガスや、電力の主な発電量として石炭や天然ガスなど、化石燃料を燃やしながら発電をしている。今豊かな私たちの生活は、こういうもので支えられております。

二酸化炭素を減らせば温室効果ガスを減らし、地球の温暖化が止められると新聞紙上にも書いておりますとおり、2015年のパリ協定、そして1997年の京都議定書では、2020年度以降全ての参加国に排出量の削減義務が課せられております。日本は2.7%の削減目標があり、電力27.8%の石炭、36%天然ガス、こういう化石燃料で日本は発電をし、またこれを輸出しようとしております。そのときの小泉環境大臣がCOP25の場で名指しで非難をされ、化石賞という不名誉な賞も頂いております。

産業構造、生活形態を急激に変えて環境を守る、これはかなり難しいことだと思い、二酸化炭素をどうして減らしていくのかということをも自分なりに調べてみました。環境省のホームページをいろいろと調べてみたら、例えば30歳、40歳という杉の木1本が190キロの二酸化炭素を吸収し、蓄えることができると。我々一般家庭で1年間に排出する二酸化炭素の量は4,480キロ、これを計算すると、509本の杉の木があれば全て吸収できる、そういう計算には成り立つわけです。そこで、我が国の国土の7割が森林であり、山と森の国ということで、森林率というものが先進国中では第2位ということでもあります。この森林が二酸化炭素を吸収し、きれいな空気を排出する、こういう効果があると仮定すれば、地球温暖化が止められるわけです。

そこで、最初の質問であります。

我が市の森林面積並びに人工林と自然林の割合を教えてください。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 饗場昌彦君。

○林政部長（饗場昌彦君）

本市の森林面積及び人工林と天然林の割合についてお答えいたします。

本年3月刊行の岐阜県森林・林業統計書によれば、平成30年度の国有林を除く本市の森林面積は

2万7,475ヘクタールで、竹林や無立木地を除く立木地2万6,880ヘクタールに占める割合は、人工林44%、天然林56%となっており、県全体の人工林率45%とほぼ似たような状況となっております。

〔6番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

この面積をお聞きしましても、想像ができません。私の家から北のほうを見ますと、ちょうど手のひらを、手を広げたぐらいの幅が、住友セメントから岐阜の秋沢地区の辺りでずうっと福井県まで続いているということで、この面積が、幅と長さがこれなんでしょうね。広大というか想像もつかないこの広い森林なんですけど、お聞きしますと山で働く人が少ないというか、山がもたらす恩恵がないというか、要は木が売れないわけです。

ですけど、生活しているわけで、山の管理というのは、下草刈りから間伐、枝打ち、そして売れた場合の伐採した後は植林という、そういう作業があると思われませんが、この広大な山林の維持管理、今どのように適正に管理されているのかちょっと分かりませんが、このCOP25でありましたけど、ただ山があつて木があれば吸収する、それで日本の排出量を削減目標の何%かをこれで補おうという計算式はあるんですけど、この木は適正な管理をしてある木に限ってということでもあります。ということは、間伐も枝打ちも草刈りもしてあるということではありますが、私のお聞きするところによりますと、山で働く人はかなり少なくなっているから、本当にこれだけ管理がきちっとできているのかということを考えまして、今現在本市で森林に関わっている法人団体とか担い手さんについて、どの程度いらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 饗場昌彦君。

○林政部長（饗場昌彦君）

本市の森林従事者数についてお答えします。

県では、過去1年間に30日以上林業に従事した方を森林技術者として毎年調査を行っております。本年度行われた調査において、昨年度の本市の森林技術者数は43人で、内訳には雇用労働者として森林組合5人、会社37人、自家労働者として一人親方1人となっております。

〔6番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

少々驚きですが、とてもこの人数では健全な山を守るということは不可能だと思われまして。

そこでですが、3年前、私が議員になります前ですが、先輩の鶴飼さんと根尾のほうへいろいろ

な勉強に行ったわけですが、その折に、根尾の山林は金原さんという方が濃尾大震災の後に、150年前ですか、私財をなげうって山を守る植林をしたというすばらしい人の話を、この話だけは来たついでに覚えておけということていろいろな資料を頂いたわけですけど、そういう方が何人か見えておれば安心なわけなんです、今お聞きしたスタッフでとてもCOP25で言われる山を健全な状態で保つことは不可能だということを思います。

私が議員になったときに、黒田議員から請願署名をしてくれということで、森林・環境税というものに、私何も知らずに署名しました。それは、この森林・環境税という名前のおり山を守るための税金かなあということで、何も考えずに署名をした覚えがあります。そのときから3年たっているわけですけど、この森林・環境税とは何ぞや。そして、森林環境譲与税というものも政府から交付金として返ってくるという話をお聞きしました。この細かな内容といえますか、基本的な意味合いをいま一度お尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

3点目ですね。

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 饗場昌彦君。

○林政部長（饗場昌彦君）

清流の国ぎふ森林・環境税と森林環境譲与税の仕組みと交付金についてお答えします。

清流の国ぎふ森林・環境税は、豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受するとともに、自然環境の保全・再生の取組を進めることを目的として、新たな県税として平成24年度から徴収されております。税金の使い道を明確にするため、清流の国ぎふ森林・環境基金に積立てし、事業主体から提出された事業計画ごとに審査・査定を行い、毎年必要な額を取り崩した上で、事業主体に対して補助金が交付されるものでございます。森林整備につきましては、環境保全林等の森林施策に対して活用されております。なお、5年を1期として県議会の承認を受ける清流の国ぎふ森林・環境税は、来年度第2期の終期を迎えることとなります。

一方、森林環境譲与税は、議員の御質問にございましたとおり、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として、森林経営管理法の施行と併せて昨年度創設された国税でございます。森林環境譲与税は、既存の施策ではできなかった森林所有者が自ら管理できない森林を市が森林所有者に代わって整備を行うことを目的の一つとしており、個人の私有林人工林面積、人口及び林業就業者数を基準に国で積算された算定額をもって、昨年度から市へ譲与されております。譲与額につきましては、昨年度1,692万2,000円、本年度は3,596万円が予定されており、来年度につきましても本年度と同額で試算されていますが、令和4年度以降はさらに譲与額が引き上げられる見込みです。

なお、課税は令和6年度からの開始となり、当初5年間は地方公共団体金融機構の金利変動準備金が充当されることとなります。

〔6番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

私が請願署名をいたしましたときには、国民1人1,000円の課税がされるということで聞いておりました。かなりな金額になるかと思いますが、結果的にリバウンドというか、返ってきてこちらの地方の山で使われるということで、かなり安心してはおります。

先ほどの携わっている人たちと環境税のバランスの問題ですが、今この交付金と、山の守っている方ですけど、バランスとして何とかこれでやっていけるものなのか、再質問をお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

担当部長 饗場昌彦君。

○林政部長（饗場昌彦君）

ただいま御質問いただいた件についてお答えいたします。

先ほど申し上げました森林環境譲与税につきましては、その算定割合が、私有林の人工林面積が約50%、それから先ほど御指摘がございました林業に従事する就業者数、その方の割合が20%、残り30%が人口という割合で譲与されております。今後は森林環境譲与税の設立の趣旨にもございませぬ森林経営管理法に基づきまして、管理ができなくなった森林の施業につきまして市町村が請け負うといった制度もできましたので、そちらのほうで森林管理のほうも併せて行っていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

個人では管理に手が及ばないという、その部分を市のほうで補えるという、そういうお話でございます。順次増えていく環境譲与税のほうですけど、これのバランスと人がうまくマッチングして順次増えていける、そういう山で働く人が増えていくことを思えば少し安心かとは思いますが、ここで4つ目の質問ということなんですが、山のというか木と森があって私たちの生活が守られている、山には洪水を防ぐ保水能力とかそういうのも求められるわけですけど、ただ山のことは山の人たちに任せておいていいのか、きれいな水、先ほどの河村議員の質問にもありましたけど、きれいな伏流水というんですか、これで私たちは水道の水源となって恩恵を受けているわけですけど、これは環境税を払っているから、多少は上のほうで無理をしてくれという話で済ますわけにはいきませぬ。

私たちも二酸化炭素を減らす努力は日々しなければならないということで、これは今朝の新聞赤旗という、ちょうど記事を見ましたら、オーストラリアの学生8人が政府に石炭プロジェクトの認可を阻止するための連邦裁判所に集団提訴を起こしたという記事があります。この人たちは16歳か

らの若者たち8人で、選挙権がないから私たちは政府のやることには反対することもできないということで、訴訟を起こすということになった。これは今、若者たちが自分から行動して、この自然環境を守っていきたい、要は大人には任せておけないというジレンマから起きた行動だと思います。

そういうことも踏まえながら、私たち、今の生活レベルというんですか、この生活環境を変えることは難しいならば、山の木にお願いして空気をきれいにしてもらう、そういう努力をお願いしなければならないということで、最初の質問に持っていきました。ぜひとも健全な山を守るために今後ともいろんな努力をしていただきたい、そういうふうをお願いして1問目の質問を終わりたいと思います。

2問目の質問に入りたいと思います。

[発言する者あり]

今のが4つ目。要望で終わっちゃいかんね。質問に終わらせんと。

そこで、いま一度自分たちの意思を守っていただくための行政にお願いするという立場から、この4つ目の健全な山を守っていくために今後の市としての目標というんですか、目標値ですかね、どうしていくのかということをお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

今4点目やね。

○6番（澤村 均君）

はい。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 饗場昌彦君。

○林政部長（饗場昌彦君）

間伐、植林等々、現在の管理体制で健全な山を守れるのかについてお答えします。

市では、第3期岐阜県森林づくり基本計画や揖斐川地域森林計画に沿って森林整備計画を樹立いたしました。この計画では、100年先の森林づくりを進めるため、森林の植栽状況、地形、林道や作業道の整備状況等を勘案して、森林整備の方向性を示した森林配置計画の検討を森林組合、林業事業体、森林管理署、農林事務所を交えて行い、昨年度国有林を除く森林の全域を木材生産林あるいは環境保全林に指定し、必要に応じて生活保全林や観光景観林を重ねて指定しております。

現在、こうした木材生産林等に応じた国や県の補助事業を有効に活用することにより、間伐等の森林整備を推進しており、ひいては100年先につなげる森林づくりを進めているところでございます。

先ほどの御質問で少し申し上げましたが、森林経営管理法の施行を契機として、森林所有者が自ら管理できない森林を市が森林所有者に代わって整備することが法律上可能となったことから、今後はこれまでの国や県の補助事業の活用に加えて、順次森林所有者の探索を行い、森林経営の意向調査を踏まえ、要望のあった森林に対して森林経営管理権集積計画を作成し、経営管理実施権に基

づく森林整備を実施してくことによって、健全な森林づくりにつなげてまいります。

[6番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

大変失礼しました。あまりに気持ちのほうが先行してしまいまして、大変失礼しました。

ここで、2つ目の質問に入りたいと思います。

今回小・中学校における新型コロナウイルスの対策についてということでお伺いしたわけですが、前の議員さんたちも二、三同じような質問で話が交錯すると思いますが、いまだに終息の兆しも見えないコロナ問題、子どもたちの心身の健康状態が非常に心配されます。

ここに9月1日の中日新聞の記事があります。名古屋市の小・中・高、夏休み後調査という題目なんですけど、延べ2,195人の子どもたちがというか、親御さんがということもあります。一緒に住んでいる高齢者、そういう家庭の子どもが、おじいちゃん、おばあちゃんにうつしたくないから学校へは行きたくない、その逆で父兄さんが子どもが拾ってきても困るからということで欠席をさせるという、こういう2,195人というのはかなりの数だと思います。

本市におかれても、親御さんのこういう心配は同じだと思われませんが、今回3月の終わりに終業式、卒業式、4月の入学式、進級、こういう時期を全く学校にも行かなくて、そして夏休みに突入したわけです。ふだんと違う、友達とも会えない、そういう子どもたちの体が健全か、心はどうだと考えますと、非常に心配をしております。

我が家にも小・中学生が1人ずつおりますが、子どもが自己管理ということは到底無理な話だということで、いろいろ学校から教材なりいろんなものをもらって自主勉強しているという環境を見てきました。この変則的な日々を強いられた子どもたちの心身、心も体もそういう点において心配される、異常が来している子どもがいるかないかということを経験の質問に上げたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

変則的な日々を強いられている子どもたちの変化についてお答えします。

コロナ禍における子どもの心は、大人以上にストレスを抱えていると感じております。現在は登校していますが、コロナのリスクを恐れて欠席をしていた児童生徒も延べ19人おりました。また、ささいなことで怒りっぽくなったり、登校時に不調を訴えるようになってきたりする子どもの姿も聞いております。マスクで見えにくくなった子どもの表情から、その心の声に耳を澄ますことの大切さを感じます。

そうした心への対応のため、心のアンケートや教育相談体制の強化に努めてまいりました。加えて、各学校ではSOSの出し方・気づき方という授業を本年度新たに実施しております。これを通

し、自分の心の状態を知り、困ったときやつらいときに自分からSOSを発信できるようにするとともに、言い出せずに悩んでいる仲間のSOSを感じ取り、そっと大人に伝えることなどを推進しています。

体の面では、長期の休業期間中、家庭にいることを強いられた子どもたちは、思い切り体を動かすことができず体力が落ちていることが想像できます。肥満傾向の児童が増えたという学校もあり、体からのSOSも感じています。そのため、学校再開後は、徐々に体を慣らしながら3密を避けつつ十分に体を動かすことのできる体育の授業を行っています。本年度から小学校に配置した体育教科専門指導員が経験を生かしてアイデアを出し、担任と共に楽しみながら運動量を高める工夫をしています。さらに10月からは、岐阜大学の春日教授に依頼し、ソーシャルディスタンスを保ちつつ思い切り体を動かす運動の指導と教員への研修を各小学校で実施していきます。

また、生活面の変化で非常に多かったのは、家庭での生活リズムの乱れやSNSに関するトラブルです。休業期間中にゲームやインターネットの動画配信を視聴する時間が増えたことにより、就寝時間や起床時間が遅くなるという生活リズムの乱れが生じている子どももいます。生活面からのSOSも感じているところです。

各学校では、規則正しい生活やスマートフォンの使用の仕方等について、継続して指導するとともに、あらゆる機会を捉えてネットトラブルの回避、情報モラルの指導を行っております。生活習慣の確立や、ゲームやスマートフォンの使い方については、保護者による家庭教育で責任を持って行うべきものでもありますので、家庭への啓発も続けてまいります。

今後、全ての面から子どもたちのSOSを早期にキャッチし、早期の指導・支援につなげたいと考えております。

[6番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

今、教育長が言われた子どもたちの変化、我が家の孫たちも同じような感じで見ておりました。最近落ち着いて毎日登校するようになって、朝もちゃんと出かけるようになったということを見ていますと、やはり今までの生活がいかに異常であったかというのがよく分かります。

そこで、今回2つ目の質問に入らせていただきます。

年度末、年度替わりに始まったコロナ問題で、特に小学校6年生、中学校3年生、この子たちは来年3月にはまた旅立つわけですが、入学式、卒業式がなく、5月の運動会もなく、夏のプールもなく、そして3年、6年の子たちは修学旅行という大きなイベントがあります。先ほど、昨日以来の質問の中で新しい卒業旅行というんですか、そういうのが企画されたということをいち早くお聞きしてちょっと喜んではおりますが、こういう思い出というんですかね、こういう問題が起きたこと自体も思い出にはなるかと思いますが、市として、これで今同じ質問で2回もお聞きしました

ので、これに対するお答えは結構でございます。何とかまだ日にちはありますので、旅行だけが思い出じゃないので、学校では事あるごとにそういうイベント、小さなイベントでも催しをやっていただけるとありがたいということで、最後の質問に入らせていただきます。

今回のコロナウイルスの問題で先生が足りなくなった、消毒でボランティアの方たちに協力をいただいたとかというお話で、先日の質問でも16名の先生が増えたということで、幾らいても足りないような人手だと思います。

そこで、大事な子どもたちを守る教職員の方々に感染があっては元も子もありませんので、特に妊娠中の先生、先生の中には高齢者という方はおられないかと思いますが、例えば学童保育の中とかにはOBの方も見られると思います。この健康状態、今回は教職員に関して、特に妊娠中の先生の健康状態を守るためにどのような対策をなさっているかということをお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

教職員の感染予防についてお答えします。

笑顔あふれる教員の下で、子どもたちは健やかに成長します。教職員にとっての最優先は、明るく元気に子どもの前に立ち続けることです。教職員こそが自分の生活を自己管理し、心身ともに健康で元気であることが、子どもにとっての一番の幸せです。教職員の健康なくして子どもの笑顔も命も守り抜くことはできないと捉えています。

コロナ禍の今、教職員は児童生徒と同様、詳細な健康チェックカードを使って毎日自分の体調を管理し、少しでも体調に異常があれば出勤しないことを再確認しております。教職員が感染源になってはいけないという大原則を市内学校では徹底して対応しております。また、県が示した県をまたぐ帰省や旅行への慎重な判断、高感染リスクの場の回避など、このことを確実に守っていくことについて各学校で共通認識し、教職員が自分自身の行動を慎重にするだけでなく、同居する教職員の家族にも慎重な行動を求めるよう指導しました。

市内には妊娠中の教職員が2名おりますが、この2名については、国の方針に準じて医師または助産師から何らかの指導を受けた場合は、その指導に基づき業務の制限、自宅勤務の措置を講ずることを基本として対応しているところです。学校が子どもの命を守り抜く場所であると同時に、教職員の命を守り抜くことができるよう、配慮と感染防止対策を講ずるとともに、コロナ禍を生かして教職員一人一人の危機管理意識能力を高めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。少し安心をいたしました。

今回の1番目の質問と2番目の質問が全く無関係かという、そうではありません。人間の行動範囲が広がって、未知のウイルスが人間のほうへやってきたのか、人間が近づいたのか分かりませんが、こういう大変な問題が起きております。これから今の先生の立場もそうですけど、我々もそうですが、自らを戒めながら、地球の環境を守りながら、自分の健康を守りながらコロナが終息することを願い、生活をしていきたいと思っております。これで質問を終わります。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。午後1時15分から再開しますのでお願いいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時14分 再開

○副議長（瀬川治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

7番 堀部好秀君の発言を許します。

○7番（堀部好秀君）

発言許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

1番目の公共交通について、本巢市は合併以来、市民の足の確保、利便性の確保や住みやすいまちづくりのために積極的に公共交通の環境整備に取り組まれてきました。今日の少子高齢化社会、また初めて迎える人口減の時代では、地域の変化を予測することが難しく、市においても毎年のように市民アンケートを取り、時代に合った公共交通の構築に向けて鋭意努力されてきたことと思っております。

議会においても、以前より多くの議員から、公共交通に対する期待から多くの質問がされてきました。その都度、市からは実証実験中だとか、検討中だとか、まだ最終形態を模索しているような答弁ではなかったかなあというふうに思っております。市も試行錯誤しながらよりよい形を求めてこられたことと思っておりますが、昨年の令和元年度からは、6年間の計画で公共交通計画の策定に係るニーズ調査を行われ、本格的に公共交通の最終の在り方を構築してもらえるものと大いに期待をしているところです。

元年度に行われました市民を対象にしましたワークショップ、私も参加させていただきましたけど、樽見鉄道や定期バスへの市民の期待は思った以上に高いなあというふうに感じました。また、私もほかの議員さんもデマンド交通について何年も前から質問をしてきたところですけど、私が参加したワークショップでは、私のグループもほかのグループもデマンド交通のことについては、市民の方からは一言も意見がありませんでした。ほかの市町が行っているから本巢市でもというふうに思って、私もデマンド交通を提言したところですけど、市民の方は必要ないかなあというふうに思われているのかもしれない。このようにほかの市町では必要とされていても、本巢市では合わない、地域によって公共交通の在り方は違うのだと思っております。

今回、市が6年もかけてニーズ調査を行われるということは、市が公共交通の課題をある程度整理され、それに取り組むための確認のような調査だというふうに私は思っております。今現在、市として、公共交通の課題は何があるというふうに思われているのかお聞きをします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、公共交通の課題についてお答えをさせていただきます。

公共交通計画の策定に向けてまして、昨年度実施いたしました市民アンケート及びワークショップでは、市内に存在する公共交通機関の認知度が非常に低いと、また公共交通機関ごとの運行ルートや停留所についても認知度が低い結果となっておりますことから、広報活動による認知度の向上が課題であると考えております。また、公共交通機関の運行本数が少ない点や、穂積駅へのアクセスをよくするなど利便性の向上を望む声も多く寄せられておりますことから、個々の公共交通機関の利便性の向上はもとより、市内に存在する市営バス、岐阜バス、樽見鉄道及びタクシーの各公共交通機関の結節機能などの強化、公共交通全体での利便性の向上を図ることも課題の一つであると捉えているところでございます。

さらに、今後は、新庁舎や東海環状自動車道の建設に伴いまして、市営バスの運行ルートの周辺道路状況も大きく変化することが見込まれておりますことから、新たな交通拠点及び交通結節点の検討やバス路線の見直しが必要になり、これから社会基盤の整備に即した公共交通ネットワークに再編していく必要があると考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

次の質問に移ります。

先ほども言いましたけど、6年間で最終的な公共交通の形を構築しているものと期待をしているところですが、令和2年度においては事業費が計上されていません。ということは、何も事業のほうを計画されていないかなあというふうに思っております。6年かけてどうニーズ調査をするのか、できれば早く調査を終えて、より利便性の高いシステムを早く構築してほしいと思っておりますが、6年間のタイムスケジュールをお聞きしたいと思っております。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、6年間のタイムスケジュールについてお答えさせていただきます。

本年6月に策定いたしました本市の地域公共交通計画の中にも実行スケジュール等を記載しておりますところですが、先ほどお答えさせていただきました課題を踏まえまして、利用者増加を図るためにこれまで実施してきております車両自体を広告媒体とした市営バスのPRや各交通機関の乗り継ぎ情報の提供、路線バスにおける近隣市町との広域連携や樽見鉄道への運営支援などを継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

加えまして、市営バスにつきましては、継続的にルートやダイヤを改正するほか、今年度につきましては、根尾地域の松田・奥谷線の奥谷方面の路線を定期定時運行からデマンド型乗合タクシーへ切替えの検討を進め、次年度以降にデマンド型運行を実施したいというふうに考えております。また、南部路線におきましては、今年度からフリー降車区間の選定をしながら、次年度以降に実証実験を行う予定でございます。

また、路線バスにつきましては、引き続き大野穂積線のダイヤの見直しなど、利用状況を把握しながら周辺市町と協議・検討を行っていくこととしております。

樽見鉄道につきましては、本年度から実施しております通学の年間パスポートの利用促進や樽鉄シルバー会員の登録促進、イベント列車の充実を進めると聞いております。

また、あわせて交通結節点の検討や交通拠点の設置等についても検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、これらの事業につきましては、毎年度効果を検証し、改善を図りながら、より利便性の高い公共交通体系を構築してまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。より早いシステムの構築をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、現在、社会福祉協議会のほうで高齢者を対象として買物支援バス、これを3自治会にて運行されております。社会福祉協議会の所有している車両を使って、利用者は1回乗るたびに100円払う。それ以外の必要な経費については社会福祉協議会が負担しているということですが、比較的安価にて運行されているというふうにお聞きをしております。行き先も運行日時も市営バスほど頻度はなく、逆に目的がはっきりしている分、使いやすいのかなあというふうにも思いますし、運行日時も何曜日の何時というふうに決まっているので、生活習慣に組み込まれやすいのかなあというふうにも思います。また、地域住民と一緒にいくことによって、誘い合わせて行くようなコミュニティーの場にもなっているともお聞きをしております。

一方、市営バスは、無料で、南部においては、第1便が午前10時前後、隔日の運行で一般的には通勤・通学には使うことはできず、高齢者や移動手段のない市民、主に私は高齢者が使われるというふうには思っておりますが、買物や医療支援、行政施設に訪問ということもあるかもしれませんが、

一番大体買物に使われることが多いんじゃないかなあというふうに思っております。

買物支援バスの1回当たりの平均利用者数は、2019年、高砂町が平均7.6名、神明が4.6人、宝珠ハイツは5.1人というふうに社会福祉協議会からお聞きをしました。本巣市南部の市営バス利用者、2018年度は2万4,056人、単純に運行本数で計算すると、1回当たりの乗車人数、利用人数は6.7人となります。福祉バスの利用者は100円の費用負担、市営バスは無料。しかしながら、1回当たりの利用人数はあまり大差がないのかなあというふうに思います。それぞれに利用しやすい点、利用しにくい点があるように思われますが、市は、公共交通の計画の中で、社会福祉協議会の買物支援バス、この地域を増やすというふうに記載をされております。普通に考えると、目的や乗る人が同じならば、買物支援バスの地域を増やせば、その分市営バスを利用する人が減るんじゃないかなあというふうに思います。極端なことを言ったら、南部地域では、買物支援バスを走らせれば市営バスは必要ないのではないかなあ、そんなふうにも思いますが、買物支援バス、市営バス、これの共存の仕方について、市の考え方をお聞きしたいと思っております。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、買物支援のバスと市営バスの共存の仕方についてお答えをさせていただきます。

現在、社会福祉協議会が行っております買物支援事業は、自転車の運転ができないなど買物に不便を感じている高齢者を対象といたしまして、乗合自動車以最寄りのスーパーまで移動を支援するもので、1回につき100円の運営協力金の負担が必要となります。

これに対しまして、市営バスは誰でも無料で利用できますが、運行ダイヤとルートが決まっております、スーパーや病院など様々な目的に利用にするものとなっております。

このように、高齢者福祉事業として実施されております社会福祉協議会の買物支援と公共交通として運行しております市営バスとでは、その目的や対象が異なっておりますので、それぞれの目的において継続されるべきものだというふうに考えておりますが、例えば社会福祉協議会がこういった誰でも乗れるとか、デマンド型等のことが可能であれば、市営バスという公共交通というような位置づけも可能になってくるのかなあというふうには思っております。

しかしながら、今後も高齢化の進展が見込まれる中、高齢者にとってより使いやすい市営バスとなるように、今後、フリー降車区間等の導入など新たな公共交通体系の調査研究を進め、できれば市営バスでお年寄りの買物支援等ができるようになれば理想であるというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

なかなか社会福祉協議会のバスも使用目的が限られるということで、難しい点もあるとは思いま

すが、利用目的も利用者も違うという意見もありますが、私は市営バスの利用者、これは高齢者の買物の方が多いんじゃないかなあというふうに思います。

市営バスを高齢者が買物に使用せずに、福祉バス、買物支援バスを利用するとすると、当然市営バスの利用者の絶対数が減ることになります。今現在、市営バスの1人当たりのコスト、大体600円から850円、870円といったところであるというふうに思いますけど、幾らぐらいまでなら1人当たりのコストを許容範囲とお考えになっているのかお聞きをします。再質問です。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

コストにつきましては、安ければ安いにこしたことはないというところがございますが、現在、市営バス、根尾と南部地域、それぞれ運行しておりますが、根尾のバスにつきましては、ここ10年ほど前から徐々に上がってきておりました、令和元年度におきましては893円というコストになっております。なお、南部地域につきましては、若干上がったたり下がったりではございますが、平成22年度は649円でしたが、令和元年度につきましては727円というところがございます、600円から700円前後の間で推移しているという状況でございます、先ほども申しましたように、乗降者も増えましてコストが下がるのが理想でございますけれども、ここ10年来見ますと、若干ではございますが上がってきておる状況でございますので、このまま維持をしていければいいのかなというように思っておるところでもございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

市営バスについては、今無料で、お金を取ったほうが余計に経費がかかるというふうな話も聞いておりますが、社会福祉協議会のようなやり方もありますので、一度また運行方法を検討してもらって、よりよいシステムを構築してもらえればなというふうに思っております。

その次の質問に行きます。

今回の計画の中で、先ほど部長が言われたように、根尾地域の松田・奥谷、あちらにはタクシーを走らせるというような計画になっております。実情に合ったいい計画じゃないかなあというふうに私は思っております。

市営バス1台当たりの利用乗客者数や買物支援バスの利用状況を見てみても、南部でも今走らせているような大きな乗り物が必要なのかなあというふうに思います。1台当たりの利用状況を見ると、9人以下の乗客が乗る一般的なワゴンというか、ああいうものでも十分ではないかなあと思っておりますけど、現状運行を踏まえた上で、何か新規に考えておられることがあればお聞かせください。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、新規で考えていることがあるかについてお答えをさせていただきます。

本市といたしまして、これまで市営バスにつきましては、ニーズ調査等によりまして市民の皆様の御意見をお聞きしながら、少しでも多くの方が御利用できるような交通体系を目指してきたところでございます。

しかしながら、ニーズ調査では、運行本数の増便、乗車時間の短縮、JR穂積駅へのアクセス強化といった様々な意見があるのが現状でございます。こうした意見を踏まえまして、さらに小回りの利く細やかな公共交通体系を構築するためには、市営バス車両の増加、あるいは近隣市町と連携したコミュニティーバスの共同運行、またデマンド方式の導入などが考えられますが、これにつきましても、今後、調査・研究を重ねまして、より多くの方が利用できるような体系を構築したいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

ニーズ調査を行ってから、それから実施計画のほうをまた改めて立てられることだと思っておりますが、一日でも早く市民にとってより使い勝手のいい公共交通のシステムを構築してくれることを期待していますので、よろしく願いをします。

次の公共施設再配置計画についてをお尋ねします。

以前、公共交通の再配置計画について質問させてもらったところ、各所管部署において、管轄の施設を検討して、それを総務部のほうで取りまとめるというふうな御回答をいただきました。今年度も個別施設計画の策定が委託される計画になっておりますが、ある程度、市の考え方、方針、これを定めてから委託されるべきかなあというふうに思っております。今現在において、総務部における調整状況をお聞きします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、各所管部局からの意見の調整についてお答えをさせていただきます。

公共施設再配置計画につきましては、御承知のとおり、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画に基づきまして、今後30年間に建築物を有する施設の延べ床面積の16%の削減を目指すこ

とを目標と掲げまして、この削減目標を確実に実行するために、各公共施設の存続・廃止・統合等の方針、時期などをお示ししましたロードマップを作成したものでございます。

公共施設再配置計画の策定に当たりましては、各施設の所管課長を構成員とした内部検討会におきまして、それぞれの施設の公共性や築年数からの劣化度を評価・分析すると同時に、これらの公共施設を利用される市民の皆様の御意見を計画に反映するために、連合自治会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会、社会福祉協議会の代表者等を構成員といたしました外部検討委員会を開催し、各施設の方向性を決定したものでございます。

これらの計画を基にしまして、今年度、現在各所管課が統一的な方針を持って取り組めるよう総務課が主導いたしまして、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める公共施設等個別施設計画の策定に向け、連携・調整を図りながら、現在進めておるところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いしたいと思います。

ただいま総務課のほうで調整中というふうにお聞きをしましたが、これは今年度委託される個別施設計画、これに反映される予定があるのでしょうか、お聞きします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

現在行っております個別施設計画につきましては、先ほど申しましたように、再配置計画に基づいて実施しておるものでございまして、公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理するものでございまして、これを策定いたしまして、公共施設の将来の費用負担の軽減に向けた材料とするものでございます。なお、対象につきましては、既にこうした長寿命計画等が策定されております学校施設を除きました86施設を対象に、現在個別計画を策定しているものでございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

次の質問に行きます。

新型コロナウイルスの影響で、私も相当時間ができたため、図書館に通って本を読むことが多くなりました。本巢市のほんの森にも公共施設の再配置に関する書籍がたくさんあって、勉強させてもらううちに、それまで私が考えていたことが大きく間違っているなあというふうに思い直しまし

た。

本巢市の公共施設再配置計画を見たときに、施設ごとの計画になっていまして、例えば老人福祉センターや公民館などは統合した上でというふうに書いてありました。私は、人口減の世の中で、利用する市民も減るだろうということから、今まで4地域それぞれに合ったものを2地域とか、3地域とか、そういうふうに統合していくものと思っていました。

例えば、老人福祉センター、これは統合を検討とあり、本巢と糸貫、これが同じ第1期に統合を検討されていまして、この2施設を統合して、老人福祉センターという名前の施設が残るのだろうかというふうに思っておりました。でも、市民の利用状況を考えますと、会議ができたり、文化的な活動ができたり、軽い運動ができたりと、市民も集まれるスペースというか、部屋というか、そういうものがあればいいような気がします。それならば、老人福祉センターとか、公民館とか、そういう名称にはこだわらず、例えば糸貫地域でいうなら柿の里、ぬくもりの里、ああいう施設を利用すれば、それでいいのではないかなあというふうに思います。糸貫の公民館、今は老人福祉センターの中にありますが、これも改修して、後には建て替えというふうに記載されておりました。この公民館という名前、館という字が入っているので、どうしても入れ物を想定してしまうんですけど、本当に必要ならば、公民館という組織というか、事務室でありまして、公民館という入れ物を作ると、かえって制約を受けて使いにくいというふうなお話も聞きました。

それと、どの施設も市民が多く利用していると今回の決算報告でも報告がされておりますが、いずれも延べ人数でありまして、これを実人数にすると、私が読んだ本によりまして、どの市町も市民の1割程度、それぐらいしか実は利用していないというふうに記載されておりました。9割の市民が利用していないのに、わざわざそんな利用しないものを大きな金額をかけて新築する必要はないと。高度成長期の頃なら、いろんな諸官庁から補助金をもらって、競って箱物を建てた、そういう時代もあったんですけど、人口減の時代では、利用目的で整理して活用していくべきだというふうに思います。

さらに言うなら、先ほど学校の長寿命化という話もありましたけど、学校施設も公共施設として使えるものは使う。例えば、中学校の図書館を市の図書館として使っているところもあるようです。もちろん学校への不審者対策、そういうのも十分行った上のことです。

本巢市でも、席田小学校や弾正小学校、これの体育館の改築のときには、ミーティングルーム、市民が使える会議室というものを新築してもらいました。令和元年度の利用状況を見ても、夜間や休日に限られることとは思いますが、それなりに市民の方が利用している報告があります。ということからも、学校施設も市民には十分使えると思います。統合について、市の考え方をお聞きします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

公共施設の再配置計画の策定に当たりましては、本市の第2次総合計画や都市計画マスタープラン、あるいは本巢市の第3次行財政改革大綱等の整合も踏まえまして、各施設の品質、利用状況、コストの観点から施設評価を行うとともに、公的関与の必要性や民間施設の代替への検討を踏まえた評価を実施したところでございます。

その評価結果から、再配置の検討対象とすべき施設につきましては、公的関与の妥当性や避難所の指定状況、市内の同種施設や機能の立地状況、あるいは市民ニーズ、また立地特性などを評価指標といたしまして、廃止、民間への譲渡、他施設への統合、他施設との複合化、また維持・更新といった再配置の方向性を示し、最終的に内部検討委員会、外部検討会議及びパブコメを経まして決定したものでございまして、御承知のように、ロードマップにつきましては5年ごとに見直していくものでございまして、現在第1期でございますが、これにつきましては、御承知だと思いますが、いろいろ方向性が示してございますが、どこどこを統合するといったものを記載したものではありません。例えば、富有柿の里であれば、計画的に長寿命化によって更新していきますとか、例えば外山の基幹集落センターであれば、将来の施設更新時期までに他施設との複合化を検討といった中で、今後30年間でいつやるのかといったものを示しておるものでございまして、いずれにしましても、こうした方針を踏まえまして、地域性を考慮した複合化を含めた統廃合や施設の利用目的ごとの統廃合等を含め、今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

いろんな要素を考えられて、統合、それから複合化ということも検討されているということです。最初から統合して廃止をする施設があれば、もうそれは検討することもないので、あらかじめ整理をされると、より深く施設の検討ができるのではないかなあというふうに思っております。

それから、今の計画の中で、集会所とか、福祉施設とか、生涯学習施設、そういうふうに分類されております。そういう中分類にもこだわることなく、複合化、統合、そういうことも検討されていくと、より床面積を減らして、より市民の使いやすい再配置計画ができるのではないかなあというふうに思っております。例えば、コミュニティーセンターなんかだと、多用途に使用できるというふうにお聞きもしておりますし、そんなような市民の利便性を考えて今後とも計画されることを期待しておりますので、よろしくお願ひします。

それから、3番の公用車について質問をさせていただきます。

本巢市では、市の公用車購入計画によりまして、軽自動車は14年経過して10万キロ以上、または12万キロ以上走行した車両、また普通自動車は、15年経過し10万キロ以上、または15万キロ以上走行距離のある車両が更新されることとなっております。

しかし、令和元年度には、市長さんが使用しています公用車、これがリースにより市のほうに導

入をされております。前回まで市長さんが使用しておりました市長車は購入車両でした。今回は購入ではなくリースにされたということですが、どういう場合にリースで導入されるのかお聞きをします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、公用車がリースで導入される場合はどういう理由かということでございますので、お答えをさせていただきます。

公用車の調達につきましては、公用車の更新計画に基づき、原則として購入により調達しております。この基準につきましては、先ほど堀部議員が申されたとおりでございまして、距離と年数等々で更新していくものでございます。このような基準を定めまして、長期間使用することを前提としておりますことから、リースによる調達と比較して安価になるため、特殊車両や一時使用する車両等の経済的に不利益なものを除いて、原則として購入により調達することとしております。リースによる調達は、一般的にリース期間が満了後の残存価格に応じて月々のリース料が算定されることから、短期間で車両を更新する場合などは、購入による調達と比較いたしまして安価になることがございます。

現在、リースにより調達している車両といたしましては市長車がございまして、一般の公用車と異なりまして使用頻度が高く、走行距離も長いことから故障や不具合のリスクも高くなるものでございます。リース契約には、これらの際の修理や点検等が含まれておりまして、より速やかな対応が可能であることから、令和元年度から公用車更新計画から除外いたしまして、リースによる調達としたところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いします。

市長車、使用頻度が高く、走行距離も伸びるからリースにしたというふうな説明だったというふうに思っております。前の市長車、購入された車両ですけど、使用期間7年3か月、これで走行距離が大体8万4,000キロ、年間にしますと約1万2,000キロ弱走行していたのかなあというふうに思っております。今の説明でいくと、これを多いというふうに市のほうは判断されたということですけど、年間1万2,000キロだと、大体私と一緒にしますので、まあ普通かなあというふうに思います。

これは見解の相違だと思います。しかしながら、こういう見解の相違を招かないためにも、何年で何万キロ走る車両はリースを検討するというふうに明文化した規定、そういうものがあるのかどうかをお聞きします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

こうした基準につきましては、特に規定したものはございませんが、先ほど更新計画等でも御説明いたしましたとおり、距離と使用年数、こうしたものを基に更新を進めておるものでございまして、市長車が乗る距離が多いのかと申しますと、一般車両に比べまして、やはり数千キロは多いというのが現状でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

数千キロ多いと言われましたけど、明文化したものはないと、そういうことだというふうに思っております。

次の質問に行きますけど、公用車は基本、購入計画には何年使うとか、何キロになったら交換するとかいう基準が明記してありますが、リース車両、こういうものにはそういった数字的な規定、そういうものがあるのかお聞きをします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

リースの導入期間と車両の入替え等の判断基準についてお答えをさせていただきますが、リース導入車両につきましては、本市の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第2条の規定に基づきまして、契約期間は5年以内を基本としてリース契約を行っております。このことから、リース期間の5年を経過する時点で、車両更新するか再リースするかを判断することとなります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

首長さんが使う公用車、こういうのは市民の関心も高く、時々世間の話題になることがあります。千葉県知事や前東京都知事が公用車を私的に使用したということで問題にもされましたし、名古屋市の河村市長は、市長が乗る公用車は軽自動車で十分だというふうで、いまだに軽自動車を市長公用車にされております。ちょっとこれは行き過ぎだというふうに思っておりますけど、昨年、千葉県市川市、人口42万人ほどの市ですけど、市長用、副市長用の公用車を環境を考えて電気自動車に

するという計画をされました。しかし、それが1,000万円以上もする車両であったこと、またそれが外国製の車であったことということで、外国製高級車をリースしたということで全国から問題視され、議会にも問題にされた結果、結局4か月でリース契約を解約して、その後、リース金額が約半分となる国産車を改めてリース契約したというふうに報道されております。このときに1,000万円以上する値段が問題なのか、外国車が問題なのか、またはその両方が問題とされたのか分かりませんが、市長の公用車というのは、市民の関心も高く、我々も市民から、なぜあんな車にしたのか、幾らしたのかというふうに問われましても、リース車両だったせいか、一切説明がなかったもので、答えようがないというところです。

確かに、改めて見てみますと、令和元年度の当初予算に自動車借上料が新規計上されていまして、気づかなかつた我々にも責任があると思います。しかしながら、やっぱりそういうイレギュラー項目というか、新規項目、こういうところは市も積極的に説明してほしいというふうに思います。

走行距離とか、使用頻度を考えてリース契約をしたというふうに説明がありましたけど、たまたま北方町も今年度、町長の公用車を入れ替えられました。先月の8月21日に納車がされましたが、ほとんど本巢市と同じ車種であります。北方町は、リースは金利が乗るからということで、リースと購入と検討した結果、購入をされました。また、走行距離、利用量を考えて、ハイブリッドではなく普通のガソリン車にされました。こうすることで車両価格がハイブリッドの半分近くに抑えられたというふうに聞いております。本巢市でも、利用量を考えて購入方法を検討するばかりでなく、価格も検討材料の一つにしてほしかったというふうに私は思います。今後は、市においては、リース車両であっても、議会に説明した上で契約してくれるよう強く求めたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

新型コロナウイルスによる影響、これは市内の事業所にも大きくあったことというふうに認識しておきます。市では、地域経済の活性化及び消費喚起を図るためプレミアム商品券が発行され、その効果には私も大いに期待をしているところであります。しかしながら、事業所の声を聞いてみますと、その商品券が影響のあったところに果たして使われるのかなあというふうに、また飲食専用の商品券があるとお聞きしていますので、飲食業界には間違いなく使われることと思えますけど、そのほかの影響を受けた事業所ですね、こういうところに効果的に使用されるのかなあという声をお聞きします。

それに、たとえ使われたにしても、売上げが上がることでどれだけの経営支援につながるのかなあ。例えば、売上げが2割、3割上がったとしても、5割上がったとしたって、売上げの中には経費が含まれております。実際にその事業所がその恩恵にあずかれるのは、増えた売上げの何割かになってしまいます。それで売上げ不振だった時期の補填が全てできるのかなあと聞かれれば、それはかなり難しいというふうに思います。

また、今回は商工会の商品券、正確に言うと商品券事務組合が発行している商品券、これを使っていることから、商品券事務組合に加盟していない事業所、商工会に入っていない、特に工業系の

事業所ではこの事務組合に入っていない事業所、結構あるんですけど、今回の事業の恩恵を受けることができません。また、本巢市には、商工会に加入している事業所ばかりではありません。

8月にいろいろと経済指標が発表されておりました。GDPが4月から6月期、27.8%減でリーマンショックの17.8%減を大きく超えた、中部の主要148社のうち44%が赤字、また名古屋国税局に納税猶予の申請したのは、岐阜を含め東海4県で1万1,000件あるというふうに報道をされておりました。経済界が本当に深刻なダメージを受けたことがはっきり分かるというふうに思います。そして、その影響は末端の中小・零細事業にも確実に出ます。

先日、本巢市医師会の会員の方にもお尋ねしましたが、医院で感染するリスクがあるということで、4月、5月は来院される患者さんが大幅に減ったというふうにお聞きをしております。ほかにも介護施設やリハビリ施設、お寺とかアパレル業界、またイベントに関わる印刷業界、花屋さんとか、また海外との人の行き来ができなくなったことで研修生が来られなくなった、また研修生が帰れなくなった、そんなことでいろんな影響を受けているというふうなことを聞いております。

国におかれましては、飲食、観光関係が大打撃ということでGotoキャンペーン、今行われておりますけど、私たちが分からないところ、知らないところで大きく影響を受けている事業所がまだまだたくさんあるというふうに思っております。

昔から、風が吹けば桶屋がもうかるといいますが、その逆の経済連携の悪影響が出ているというふうに思います。そういう事業所も今まで市に貢献したことと思いますので、コロナの影響でもし困っているというところがあれば、ぜひ市には支援してもらいたい。市は、事業所に対し直接支援をされる考えがあるのかお聞きをします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えします。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業所に対する支援といたしましては、国の持続化給付金や雇用調整助成金、県の休業協力要請に全面的に協力された事業者に対し一律50万円が支給された新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のほか、売上げが減少し経営に支障を来している中小企業者が金融機関から有利な融資が受けられるようセーフティネット保証・危機関連保証制度などがあります。

本市の市内事業者に対する支援といたしましては、国の雇用調整助成金につきましては、国が保証されていない部分を市が本巢市中小企業雇用調整助成事業費補助金として上乘せ補助を行うもので、3企業から申請方法等についての相談を受けております。県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、事業者へ支給された協力金50万円に対し3分の1を負担するもので、事業者数は、速報値ではありますが198件となっております。セーフティネット保証・危機関連保証制度につきましては、申込み受付と認定事務を行っており、新型コロナウイルスの影響が出始め

た3月から8月末までに209件の認定を行っております。

また、新型コロナウイルスの影響により、リーマンショックを超えると言われる落ち込んだ経済の回復と、市内事業者の事業継続と雇用継続を図るため、4,000円分のプレミアムを付与したプレミアム付商品券3万セット分を販売する経費として1億5,324万1,000円を市商工会へ補助金として交付しておりますので、商品券が完売されますと、消費喚起による本市への経済波及効果は4億5,000万円に上り、国や県の制度で補えない部分を支援しているところでございます。

しかしながら、今なお経済規模が新型コロナウイルス発生以前の状態に戻るまでには程遠く、本市においても、飲食業だけでなく、あらゆる小売業、サービス業に広く深く影響を及ぼしていると聞いております。また、今後第3波も予想され、コロナとの闘いは長期にわたる可能性が高く、これからはコロナと新しい生活様式を取り入れつつ、経済活動を行っていく必要がございます。

そこで、市内事業者が新しい生活様式を取り入れ、安心して事業活動が行えるよう、施設または店舗の改修や衛生用品・備品等の購入など感染症対策を実施し、県が発行する新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカーを受領された市内事業者に対し助成金を支給する新型コロナウイルス感染症防止対策事業者支援助成金として、今回の補正予算に1,902万7,000円を計上させていただき、市内事業者の事業活動を支援するとともに、市民が安全かつ安心して利用できる店舗等の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、支援助成金の申込みが多数あった場合には、予算を追加して対応させていただきたいと考えております。

今後は、市といたしましても、市内事業者が新型コロナ対策の新しい生活様式の実践や事業転換など、未来への事業継続につながる新たな取組など目的を持って行う事業者に対しましては、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

今回の補正でコロナ対策を行っている事業所に対して支援していただけるのは、本当にありがたいことだというふうに思っております。多かれ少なかれ、各事業所におかれましては、対策をして事業を継続しているものと思います。

しかし、それ以上に、やはり答弁の中にもありましたけど、いろいろな国や県、市の施策を受けても、売上げ減によって苦しい経営状態に陥っているところがあるというふうに思っております。これは私たちが考えつかない以上、自己申告、自分から支援を求めてもらうしかないというふうに考えます。

市におかれましては、いろんな条件をつけずに、ぜひ救ってくれと言ってくれるところがあれば、支援ができる制度を考えてもらえるようよろしく願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思

います。どうもありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで私の任務が終わりますので、降壇をしたいと思います。

暫時休憩したいと思います。再開を2時20分からにします。

午後2時07分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（鰐本規之君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

私が一般質問をしますので、副議長と交代をしますのでよろしくお願いをいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（瀬川治男君）

議長が一般質問を行われますので、会議規則第54条の規定により、私が議長の職務を行います。

8番 鰐本規之君の発言を許します。

○8番（鰐本規之君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

今9月議会は人事議会ということで、議長の席もまた替わるかと思っております。議長としての最後の質問になるかと思っておりますけれども、回答者の職員におかれましてはよろしくお願いをしておきます。

私の通告は、庁舎の建設についてということが4項目に分けて質問をさせていただきますけれども、庁舎を造るということは、この本巢市にとっては一大事業であります。さきの一般質問の中でも予算が私の頭の中では35億と聞いておりましたけれども、引っ越しのお金もかかりますよと。備品も買わないいけないですよと、そういう答弁の中で総額42億を超える予算であります。聞いてびっくりというよりも、そんなもんかなという思いもしております。

その中で、市長さんは、このコロナがはやっている今、こういう行政の中において、少しでも節約できるところは節約するよということの指示をされたというふうに答弁の中で聞いております。

その中で、私が一般質問をするわけでありましてけれども、庁舎を造る、私も含めて、また私の先輩議員たちは、全てこの庁舎を造るということに対しては誰一人反対をしていなかった。また議会の中でも庁舎を造ることにおいては賛成をしておりました。また、常々、私の一般質問等々の中でも、市長さんが答弁の中で言っているように、分庁舎方式においては非常に無駄なところもある。そういうような形で統合に対しても、私よりも先輩の議員は誰一人統合に対して反対ということを書いておりません。

そういう中において、今議会の中において、庁舎をどこにつくるかということの決定につながる

条例の改正案が出されました。本来でいくと最終日に、今月の29日にその最終決定をするという、議会の決議をいただくということになっておりましたけれども、議員各位に相談をしたところ、もう議論は尽くされていると。庁舎を造ることに対して何ら反対するものでもない。ですから、もっと早く、合併特例債の期限もあるし、市長さんのほうからも早くやらないと時間がないということを知っている。だから早くやったらどうだというような声を聞きましたので、議長として皆さんにお諮りしたところ、委員会付託もしなくていいだろうと。2日目の議会でやったらどうだという意見をいただきましたので、2日の日にあえて採決をするようにしたわけであります。そして、条例改正の中で、今の場所、早野に決まったわけであります。

その中で、私が今日、一般質問をするわけでありますけれども、その2日、本来でいくと9月29日に議会で条例改正が行われて、そしてその場所が定められて、そして初めて、そこに場所が新しい庁舎が建つということが議会の中で承認されるわけであります。この本県議会、日本国と言ったらいいか知りませんが、行政と議会は両輪であると。片方が機能しなくても車は動かない。どちらが機能しなくても動かない。だから、議会と行政は両輪であるということをよく言われます。また、私も市民から負託を受けた議員であります。今、ここに、このように行政の方と議員の方たちがここに一堂に集まり協議をしている。これは、議会制民主主義という。議会の中があって物事が成り立つ、行政があって成り立つ。そして、それは公開という形になる。広く市民の方たちに知っていただくという、そういう中に、この議会というものが成り立っている。そして、議会で議決されたことについて、きちんと施行されているのか、お金がきちんと使われているのかということを見守るのも議員の仕事だと思っております。職員もこの本県市の職員として勤めるときに、市民のために働くということをお誓いして職員になっておられると聞いております。

その中で、今回普通であるなら、9月28日に条例改正案が可決をされて、初めて新庁舎の場所が設定されるはずでありました。けれども、どういうわけか知りませんが、その土地の測量を8月5日に入札で出され、8月19日に落札者が決まり、庁舎を造る場所の測量が行われたということです。これは、議会がまだ決めていない、市民から負託を受けた議員がまだ賛成とも反対とも言っていない、議案として提案されただけであって、継続審議になるかもしれない。その中において、どうしてそれを施行された責任者である総務部長が入札を行ったのか。そのことについてお尋ねをしたいという思いから、今回の一般質問をするわけであります。何を根拠に、議会がまだよしと言っていない場所について、そのような測量を行ったのか。その理由をお聞きいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

執行部といたしましては、先日も若原議員に御回答させていただいたように、合併特例債の期限が令和5年度末までということをごさいます、残すところ3年半余りで非常にタイトなスケジュー

ールだという御説明をさせていただいたところでございます。こうしたことによりまして、6月議会におきまして、この測量委託に対する補正予算等の提案をさせていただき、議会のほうでお認めさせていただいたものでございます。

こうしたことも踏まえまして、早期にいろいろな手続、こうしたものについて着手するために工事を発注したものでございますが、これにつきましては6月の庁舎整備特別検討委員会の御報告、あるいはその全協での御説明を踏まえ、発注したものでございますが、この条例改正の質疑等のときに副市長がお答えしたとおり、そうした発注時期について配慮が足らなかったことにつきましては、深く反省しておるところでございます、おわび申し上げたいと思います。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

時期が、時間がない。それは私も承知している。ここにおられる全議員もそのことは承知しておられる。だから29日の採決を待たずして2日に議決を求め、そして決定したわけであります。その前に、誰が何を言おうとかに言おうと、入札を行うということ自体が私に言わせれば、議会制民主主義を否定するものではないかという思いをしておるわけなんです。ですから、なぜそこまで、慌てて否定をするまで、議会制民主主義を否定する、また私も近隣の市長、またそれに携わる職員の方にお尋ねをした。こういうことについてどう思いますかと言ったら、そんなことあるわけないでしょうと。間違ってもそんなことはありませんよと、やってはいかんことですよと言う。だから、副市長さんも配慮が足らなかったと言って皆の前で頭を下げている。

配慮が足らなかつただけかな。私は配慮ではないと思っている。何も9月28日の議会の最後に議決をいただいて、そしてやっても何ら問題がない。にもかかわらず、なぜ慌ててやるのか。万が一、そこが否決をされたらどうするんですか。八百有余万というお金、確かに6月議会で予算は認めたけれども、それは場所が確定してから測量をするように、一刻も早くやれという意味じゃないんですよ。決まってからやれ、ルールはルールなんです。そのルールを侵してまでやらなかった理由をお聞かせいただきたい。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

御回答になるか分かりませんが、先ほど来から申し上げておりますとおり、今後の手続につきましては、特に事前協議等につきましては、数か月を要するというようなことも予測されておりました、こうしたことを速やかに対応するためにはそうした図面の作成等が必要でございます。そうしたことから、決して議会制民主主義を無視したものではありませんが、早い時期に発注さ

せていただいたということでございまして、これにつきましては再三、おわびを申し上げたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

おわびはいいんですよ。おわびは私にするんじゃない。本巢市民にするんですよ。ルールを侵してまでやらなければいけない理由。議会というものは、また行政というものは広くオープンにするべきなんです。ですから、これこれこういう理由でこういうことをするんですよ。このことによって、市民の方たちに負担をかけるかもしれないけれども、御理解をお願いするということを説明して、理解をしていただいて、そして物事が成り立っていくというのが行政の在り方だと思うし、また市会議員としての使命だと思う。

今の説明をどれだけ聞いても、市民の人が納得できるかということなんです。私も多くの支援者がいる。その人たちに行政報告という形でしたときに、どうして報告ができるかということなの。だから、当初述べたように、あなたのやった行為は議会制民主主義を否定するもんですよ。そんな大事な根底を否定してまでやらなければいけない理由がどこにあるかということを探っているけれども、どうも頭を下げたら済むというような形であります。議長におかれましては、同じことを何遍も聞くと時間が過ぎますので、時間のほうのことは少し配慮していただきますように。

さきの話をしますと、初代の内藤市長さんは長屋の土地の売買契約において、本巢市の名義の土地を土地の売買契約という形で締結をした。そのことについて、中日新聞、岐阜新聞等々で本巢市の土地を本巢市が買うということで相当にたたかれました。ただ、書面上の問題だけだと私は思うけれども、本来でいくと土地の地権者、土地をもともとが所有している人は、所有が名義上は本巢市なんです。そこに耕作している人の耕作権の放棄という形の売買なら何ら問題はなかった。けれども、土地の売買契約ということでやったから、いろんな形で新聞等で批判をされた。また、本巢市名義だから、けれども工作権があるよ、どうのこうのということになっているけれども、それもおかしいじゃないかということで、私は住民訴訟を起こしました。そして、本巢市名義のものほどこまでいっても本巢市のものであると。ただ、耕作権等々について、また使用権等々については、また別の問題であるという形で私の住民訴訟は全面的に勝ったわけでありましてけれども、そういうことを踏まえて、前市長は、部下のやった行為であるけれども、市長として責任を取るという形で、出馬宣言をしていたにもかかわらず出馬を取りやめ、無念の思いで市長選に立候補しなかったという経緯があります。

その内藤市長さんが私に常々言うことは、市長から見る職員は家族である。また、本巢の市民も家族である。だから、家族のために一生懸命で汗を流すんだと。これが市長の仕事である。というか議員もそうじゃないかとよく言われる。

だから、うそ偽りはあってははいけないということなの。あなたの答弁を聞いていると、どうもそ

のことが伝わってこない。あなたは今、この職員の中で一番上の席に座っている。そのあなたがルールを無視したら、ルールを破ったら、その下におる人たちはどう思うか。また、市長においては、総務部長という一番重責のところにあなたを指名したその責任も問われてくる。だから、物事をなすには、やはり慎重であるべきであるし、今回のことにおいては、何も議会が議決してから出しても不思議ではない。

また、2日のときの賛成、反対討論においても、同僚議員からそのことについて指摘があった。全議員もそのことについてはおかしいじゃないかという思いを持っているけれども、議案は可決したのは、それとこれとは別という判断の中でなされた。ここはやっぱり議員の親心であると思っっている。だから、もう少し私に対して謝罪ではなくて、この本巣市民に対してあなたのやった行為についての正当性をきちんと述べるか、わびるところはわびる、その姿勢を持っていただきたいと思っております。できなければできないで結構であります。どうしますか。

○副議長（瀬川治男君）

鏑本議員に申し上げます。

ただいま3回目の発言がございました。ちょっと1点目の通告内容と若干ずれちゃっているような感じなので、ちょっと修正していただいて、次の質問に移っていただきたいと思います。

○8番（鏑本規之君）

了解したですよ。私は、通告はそのことについて通告をしてあるつもりなの。

ただ、通告の日には、2日の議会が終わってからということ、私はその前に一般質問の提示をしてありますので、いろんな形が起きる可能性もあるということで細かい提示はしてありませんけれども、そういうことでございますので、議長においてはよろしく御配慮のほどお願いをいたします。

また、答弁者の方におかれましては、この議会においては出来合いのレースではありません。芝居ではありません。がちな勝負という形でやっておりますので、質問に対しては明確に答えていただきたい。できなければできないというふうに答えていただければ結構であります。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

答弁ができないならできないで結構であります。

じゃあ、次に移ります。

新庁舎を造るということでもあります。このことについては、私も含め多くの議員は賛成をしております。市民の方においては分からないところもあるだろうと思っておりますので、この新庁舎を造ることについての必要性をまずお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、新庁舎の建設の必要性についてお答えをさせていただきます。

それぞれ、現在4つの庁舎がございますが、本庁舎は建築後30年、真正、根尾分庁舎については建築後40年を経過し、さらに糸貫分庁舎におきましては50年を経過する建物でございます。今後は、老朽化が進んでいくことになり、災害時などに庁舎の機能不全に陥る可能性があるところでもございます。また、分庁舎方式の行政運営につきましては、4庁舎分の膨大な維持管理費がかかっていることや部局間の分散により、市民の皆様には庁舎間を移動していただいておりますことから、ワンストップサービスには程遠いものである状況でもございます。

また、災害が起こったときの際には、災害対策本部の設置、災害情報の収集に時間を要する等が課題でございます。これに加えまして、今回のコロナウイルス感染症によりまして、会議室におけるソーシャルディスタンスの確保、オンラインで一定の行政手続や在宅での業務や会議が行える環境など、新たな生活様式や職場環境の取組も必要になってきておるというところでもございます。これを解決することに加えまして、今以上、少子高齢化が進む中、財政が苦しいこととなることが見込まれておりますので、全ての庁舎を立て替えるということは財政面から到底不可能なことでございます。このことから、令和5年度が期限とされております合併特例債を活用できる期間に新庁舎を統合する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

新庁舎を造ることについて再三述べているように反対をしているわけではないけれども、新庁舎を造るということは42億のお金を使うということ。今の説明の中にあつたように、今ここにおる、この場所、この場所もまだ20年使用しなければいけない。簡単なことを言うと、家庭としてみなすとすると、自分の家のローンがまだ20年残っておるといふことなんです。そのまだ20年残っている、その20年のローンを払いながら、また新しい母屋を新築するのかということなの。造ることに反対じゃない。時期についてどうかということを知りたい。真正の分庁舎もまだローンが10年残っている。この本巢市の本庁舎も20年まだローンが残っている。そこに新たに42億もの金をかけたローンを組むことが市民にとって本当に正しい選択であるのかということなんです。

また、新型コロナによって想像もつかないぐらいの不景気という。一般質問の中で私より前に10人の議員がいろいろなことを質問されております。

高田議員におかれましては、財政のことに対して、今は結果的にはこうだけど、来年はどのような不景気になるか分からないというような質問をしております。答弁者においても、去年の結果が今、税金という形で納付されているけど、今年予算に税金の云々となると見当がつかないというような答弁でありました。私としては、私のほうが相当、議員としては先輩でありますけれども、

議員となって3年の議員が質問したことについて少し私なりにびっくりをしておる。感心をしておるところであります。その中の答弁においても、財政は非常に厳しいと言っている。

また、今日休んでおられる上谷議員においては、会計監査委員として会計を見た中において、今のままではいずれ近い将来、この本巢市の財政は破綻をしますよというようなことを言っている。また、市長さんにおかれましても、いろいろなことを議員が提案をすると。それは物すごくいいことだけれども、鏝さん、それをやるのには金が要るぞと。そのお金はどうするんだと聞かれたときに、頼みたくても頼めない、こうなってくることもたくさんある中において、今新庁舎を真に造ることが正しい選択なのか、担当部長として答弁をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

今後50年ベースでの今後の維持管理等の検討をしてきたところでございますが、現在の本庁舎、真正・糸貫庁舎を含めると、今後50年、大規模改修を含めまして約100億円の経費が必要だというふうに試算しておるところでございます。

なお、新庁舎につきましては、今回の新たな建築、あるいは今後の50年後の費用を算定いたしますと、これにつきましても約100億ぐらいが要するという試算をしているところでございます。

しかしながら、合併特例につきましても95%を充当して70%も交付税で算入されるということを考えますと、削減額については31億5,000万円ほどが今後50年間で削減されるという試算をしておるところでございます。こうした面からも、この合併特例債が活用できる期間内に建築するのが最も有効だというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

合併特例債は、庁舎を造ることのみに使うばかりじゃないんですね。私を含め、先輩議員たちが160億だけた合併特例債をいろいろな形で知恵を絞り、また市長さんも知恵を絞り、そして半分、約82億残したわけでありまして。これが期限が来たから早く使わないいけない。庁舎にのみ使うわけじゃない。ほかのことはいっぱいまだ使うことがいっぱいあるじゃないか。また、何も今の答弁の中であったように、糸貫の庁舎を直せなんて一言も言っていない。もともとあそこはもう壊さなければいけない。真正庁舎もあと10年ローンが残っていますよと聞いているだけなんです。ここもまだ20年ローンが残っていますよと聞いている。使えるのに、なぜ新たに造らなければいけないのか。いずれは造らないかんだろう。最低でも20年先には造らないかんだろう。できれば20年先に造ってもいいじゃないか。ただし、合併特例債が使えないよということになれば、その合併特例債を使って市民が今望むものに投資すればいいじゃないかという思いをしているわけなの。

また、20年もたてば、統計によればこの本巢市の人口は3万人を優に切る。10年もたないうちに人口が7,000人も減るといふ。そうすれば、当然それに伴って市民のために働いてくれる職員の数も当然減ってくる。そうなれば、そんなに広い場所も要らなくなるであろうと。それから考えても新庁舎を建設してもいいのではないかなという思いの中からお尋ねをしたわけでありませう。

このことについては、さきの1番目に質問した、慌ててやらなければいけない。私も腹の中にはありますよ、人間ですから。何とか自分が議員のうちに新しい新庁舎に座って、議員として座ってみたいな。市長さんもそういう思いはありますよ。また私もそうしてあげたいなと思ひますよ。新品の新庁舎に座れる市長なんて日本中で何人もいない。だから、できることならそうしてあげたいけれども、そのことが市民にとって負担になるとするならば、いま一歩考えるべきではないかという思いで質問をさせていただいたわけでありませう。

その中で、今何十年もたせる新品つくれば100億かかるとか、どうのこうの言っております。その中で、お聞きをいたします。当然、糸貫の分庁舎はもう取り壊さなければいけない。真正の庁舎は、今からもう10年以上維持管理をしていかなければいけない。この本巢の庁舎も20年維持管理をしていかなければいけない。そこに新庁舎を建設していくとなると、また10年、20年の間、維持管理をしていかなければいけない。そのときの維持管理費はどのように想定されておられるのかお聞きをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

鏑本議員。4点目かな、今。4点目かね。

○8番（鏑本規之君）

新庁舎の必要性だから。

○副議長（瀬川治男君）

2点目か。

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それぞれの庁舎につきましては、先ほど申しましたように、今後、当然耐用年数が来ますと大規模改修等々していかなければなりません、そうした経費も含めての試算でございます。

なお、新庁舎につきましても、今後35年後にはそうした一部改修等が出てくるということも想定した上で試算したものでございます。

○8番（鏑本規之君）

全然ちんぷんかんぷんで駄目だね。

○副議長（瀬川治男君）

ちょっと、かみ合っていないね。

○8番（鏑本規之君）

うん。全然駄目だ。

私が今聞いているのは、役場として使っているわけですよ。何もすごく大規模な改築なんて要らないわけですよ、修理費なんて。今ある庁舎を上手に使って行って、職員の方たちが安心して働けるように、耐震性も済ませた、それと老朽化というのは必然的に年を食ってくると老朽化していくものに対して、ある程度は補強していかないかん、それは家でも一緒ですよ。これは必要経費なんです。何を大規模の改築をしなければいけないなんて、そんな必要性が今どこにあるんですか。ここの庁舎でも、遊んでおる部屋いっぱいありますよ。何を直さないかんのかと。議員として言うなら、空調をちょっと直してほしいなあというのがあるぐらいなもんですよ。机もこれで結構なんです。何でそんな100億も200億もの大改築、誰が望みますか。そんなこと議会が認めるわけじゃないですよ。

だから、今あるものを、老朽化していくものを、やむを得なく直さないかんものの経費も含めて維持管理していくのに幾らぐらいかかるかと。それにプラス新庁舎を造ると幾らかかるかと。毎年毎年要るお金が幾らかかるかということをお尋ねしたわけなんです。よく分からなければ分からなくて結構ですよ。

分かりますか。答弁できますか。

○副議長（瀬川治男君）

5回目ですから、もう。

○8番（鏑本規之君）

5回目でも3回目でも、まともにやってくれればいいんですけども。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

現在使用しております本庁舎を含めた4つの庁舎につきまして、年間の通常的な経費につきましては、約8,000万ぐらいが必要でございます。新庁舎に3つを1つにした場合に全く要らないかというところではございませんが、少なくとも3つに統合することで通常的な経費等につきましては、2,000万ほど年間削減ができるものというふうに現在試算しております。

なお、先ほど大規模改修の話をしていただきましたが、例えば本庁舎でいきますと、これまでも外壁が非常にタイル貼りというところで危険性が高いということでこれも修繕をしてきましたが、このタイル等につきましても、一斉に改修をするような事態が出てくるというところで改修を見ておるものでございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

市長さんの答弁の中で使えるものは使えと、新庁舎を仮に造ったとしても。42億という概算が出

ているけれども、使えるものは使えという形で指示をされている。これはすばらしい指示だと私は思っているけれども、新庁舎を造らなくても今のままで分庁舎方式を認めるわけじゃない。分庁舎は私はやめてほしいと思っている。だから、寄せられるところは寄せて、そして改善をするところは少しでもして、そして産業建設部の方たちとか、水道の方たちはこちらならこちらに来てもらう、そういうような形である程度我慢をして、そして物事がなせるように。答弁の中であったように、新庁舎を造る検討委員会の中でも、真正の分庁舎のほうに教育委員の関係のところだけはあちらにやっってはどうかという意見もある。また、こちらはこちらだけで教育関係の方は抜きにして、こちらだけで固まったらどうかという意見もあるけれども、最終的には全部一緒がいいに決まっているから統合がいいですよという答えにはなるけれども、その選択権も今はあってしかるべきではないかという思いをしているわけなんです。

これだけ日本中の市民がづらい思いをしている。明日の御飯が食べられるか、食べられないかといわれるようなづらい思いをしてる市民がいっぱいいる中で、どうして本巢市だけはこんなに大きな、まだ御立派な役場があるのに、新庁舎を造らなければいけないのか。私も、ときの会のニュースの中で市民の方にいろんな形で訴えている。多くの方から意見を伺う。今造る必要があるのかという声が非常に多い。10年すれば人口が減るであろう。その間にいろいろ考えたらどうか。その考えるのがあんたたち市会議員の仕事じゃないのかと言われる。次の言葉が出ませんでした。

そういうような形で、いま一度とどまるというか、土地を買うのは大いに結構ですよ、土地は安いから。買っておけばまた世の中が少し変わったときに新庁舎を造ればいいわけですよ。金は42億ですよ。42億が45億になっても、30億は別にまたつくればいいんですよ。それは市民が一体となって、やっぱり新庁舎を造らないいけないんじゃないかという気持ちになったときに、議員たちが知恵と汗を流せばそのぐらいのことはできますよ。それが行政の両輪なんです。

そういうことも含めて、一步止まる勇気も必要であろうという思いをして、今日の一般質問をしておるわけでありまして。けれども、造ることが大前提という質問になっておりますので、3番目は増築案というのもありましたけれども、これは今私が述べたことでありますので、次に、4年ぐらい後には新庁舎ができるわけでありまして。この分庁舎、根尾に分庁舎という形で今1つある。真正にも真正分庁舎として1つある。この本巢にも本庁舎として1つある。糸貫は市長さんが言われるように、一刻も早く壊したほうが職員の安全性が保たれるという中において、これはもう一日でも早く壊したいというのはある。そうすると、あとこの3つを、新庁舎は別に造るから、この3つをどのように今後利用していくのか。その計画はどのようになされているのか。当然新しいものをつくる場合においては、古いものをどういうふうに再利用するかということを検討の中で進められていると思っておりますので、どのような計画をなされているのかお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

今回の庁舎建設の目的の一つといたしましては、庁舎の老朽化問題と4庁舎にかかるこうした膨大な維持管理費を削減することが目的でもございます。維持管理費の削減のためには取壊しというのが最善ではございますが、糸貫分庁舎には席田井水土地改良区、真正分庁舎には本巢広域連合、本巢広域保護司会など、各種の団体が使用しておりますことから、これらの団体の移転につきましても当然配慮しなければならないというふうに考えております。

また、耐用年数が残っております庁舎につきましては、公共施設の再配置計画を踏まえまして、複合化など有効活用が見込まれる場合には長寿命化を図りながら活用していくほか、施設を利用して民間等による市民サービスの提供ができるような場合には、管理も含めまして委託、または譲渡、民間活力の活用の件も検討しなければならないと思っております。

なお、耐用年数が過ぎ、活用法のない施設につきましては、取壊しを前提といたしまして跡地利用を検討していくことも必要であるというふうにも考えております。いずれにしても、今後の利活用につきましては、先ほどお答えさせていただくことも含めまして、市民の皆様や議会の御意見を賜りながら、その在り方について今後決定をしていきたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

今、井水関係、いろんな団体が部屋を借りて使っていますよと言うけれども、何となく格好のいい答弁ですけども、使っておる部屋なんて1部屋しかないんです。それだけだけの部屋を守るのにとあと空き家にして、それで年間の管理費を4,000万使うのかという話になるんです。壊したほうが安くつくと言うけれども、壊したらローンを一遍で払わないかんのです。壊せないんです。壊せるのは糸貫の分庁舎だけです。なら、ここをどうやって使っていくかなんです。新しいところになったら、この議場をどうやって使っていくか。下の広場をどうやって使っていくのか。この広い駐車場をどうやって使っていくのか。市民のためにどうやって使っていくのかというこの計画を聞いているんです。そんな格好のいい1部屋かそこらしか使わない部屋のことを聞いておるわけじゃありません。

答弁のやり直し。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほどもお答えさせていただきましたが、現在使用しているのは、団体云々だけに限らず、当然施設というのは、公共施設の再配置計画の中で複合化等のことがうたわれております。そうしたいろんな施設の複合化も含めまして、今後検討していくというものでございまして、先ほど申しましたように、基本的に民間が市民サービスが提供できるような場合には、管理も含めた委託または譲

渡等も含めまして、今後検討したいというふうに考えております。

[8番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

新庁舎ができるまで3年強あるわけなんだ。早い話が、ここをどうやって使うか。考えてもいなくても、新品の家を造りますよと言っておるわけなんですよ。私としては、議員としては到底納得のできる答弁ではない。この広い場所、今、職員の人たちが市民のために一生懸命に働いてくれるその役場と言われる広い場所があるわけです。そういうところをどういうふうに利用していくのか。そして、市民の方たちに納得のいく使い方をしてもらえるのかということを探ねたわけでありまして。そのことについては、これから検討していくということでありまして、私もあと議員としては1年しかありませんので、後をやっていく職員の方たちに相談をかけて英知をいただく。また、いい結果を出すようにしていただきたいと思っております。

何とかこの本巢市の財政を豊かにしたい。私は人口が減る減ると言っているけれども、これはあくまでも統計であって、私は市会議員としての自分の中のプライドがある。この本巢市を発展させたい、豊かなまちにしたいということでありまして。ですから、人口が減るなんていうことは頭の中には一つもない。何とか私が議員のうちに、また数年後に高速道路が開通した折には、何とかこの本巢市を5万人都市にしたい、そういう思いで東京に陳情に行き、そして企業の方たちにも頭を下げ、何とか地元で工場を拡張してくれという思いでおるわけでありまして。

今回も、市長さんの努力によって、アピという会社がまた大きな工場を建ててくれるということが今度議案になってきます。本当にありがたいことだと思っております。北方においては、またイオンという会社が大きな店ができるという。そのことによって本巢市の市民も働くところができるであろう。働くところがなければ、住みたくても住めない。生活の糧となる働くところがないと市民は幾らいいところでも、愛着があっても出ていかなければいけなくなる。だから、企業に来てください、商店街に来てください、皆さん来てくださいという形で一生懸命に汗を流している。そういう中で庁舎を造る。だから頭の中では、人口が減っていったら職員が減るだろうという思いをしておりますけれども、私も議員のうちに、なるたけもっと大きな庁舎ができるような本巢市にするように汗をかきたいと思っております。

働き方改革という形で職員が一堂に集まって働くその場所は、だんだん少なくなってくるだろうと思っている。そういうことも含めて、議員各位においては、私はコンピューターのことはよく分かりませんが、NECだったかNTTだったかよく分かりませんが、そこの開発のこれからこういう形になっていくよという、もう最先端のことを研究している職員の方に来てもらって、そして勉強もしてもらったし、職員の方においても少し説明をしてやってくださいと言ってお願いをして来てもらった覚えがある。ですから、世の中は物すごく変わっていくだろうと思っている。

ただ、議員は過去のことじゃなくして、先を考えて本巢をどうしていくのか、役場をどうつくっていくのかということを考えなければいけない。これが議員の使命であり、また職務だと思っている。そのようなことも含めて今日はきつい質問をしましたけれども、部長においては、部長の中でやった行為については深く反省をしておるということでもありますけれども、その反省の度合いが市民の方たちに分かるように、そういう態度を取ることを切にお願いをして、私の一般質問を終わりとします。終わります。

○副議長（瀬川治男君）

これで、私の職務は終了いたしました。

議長と交代いたします。ありがとうございました。

〔議長 議長席に着席〕

散会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月29日火曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後3時18分 散会

